

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

# 「新たな総合計画」

## 第1期実施計画案

もっと  
住みやすい  
まちって？





# はじめに

本市は、我が国が人口減少へと転ずる中でも、人口の増加が続く、活力あるまちです。しかし、少子高齢化の進展により、本市の人口も、平成42(2030)年をピークに減少に転じ、これまで社会の主な担い手であった生産年齢人口(15-64歳)は、それより早く、平成37(2025)年をピークに減少に転じる見込みとなっており、その一方で福祉等の行政需要は年々増加しています。

また、このような少子高齢化の進展や人口の減少とあわせて、社会を支える、公共建築物(学校や区役所等)や橋りょうなどの老朽化も進み、計画的な改修や更新が必要となっています。

こうしたことから、これまでの発想による行政運営では、今後増大していく、さまざまな課題に対応するために必要な財源を持続的に確保することが、困難になっていくものと考えています。

この計画は、このような基本的な認識に立って、市議会や市民の皆様とともに、自助・互助・共助・公助のバランスをはじめ、地域経営のあり方を中長期的な視点で根本から問い直し、一から創り上げたものです。

計画を策定する過程では、無作為抽出した市民の皆様によるワークショップを皮切りとして、市民検討会議や有識者会議の開催、企業や市民活動団体、各種アンケートなど、多くの方々から御意見をいただきました。

その結果、我が国に共通する課題は、本市においても避けて通れない一方で、社会貢献の意欲を持つ多くの市民の存在や、日本でトップクラスの研究開発機関・先端産業の集積、交通・物流の利便性など、本市が、多くのポテンシャルを持っていることを改めて認識することができました。

新たな総合計画では、本市が有する、こうした資源や財産を最大限に活用しながら、少しでも市民が暮らしやすいまちを実現していくために、30年程度を展望した「基本構想」で「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」などのビジョンを明らかにするとともに、概ね10年を対象とする「基本計画」で、そこに至る政策の方向性(道筋)をお示ししています。

また、こうしたビジョンや政策の道筋に加えて、どのように具体的な取組である「実施計画」に結びつけていくかという戦略を「かわさき10年戦略」として掲げました。この戦略では、この10年間に具体的な取組によって、まちや暮らしがどのように変わっていくかをなるべく分かりやすくお示ししています。

さらに、平成28年度及び平成29年度の2年間の具体的な取組を示す「実施計画」では、これまでの総合計画で進めてきた、行政が「何を行うか」という目標の達成に加えて、行政が取組を進めたことで、市民の実感や取組の成果がどのようになったか分かるように指標を設定し、新たな総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすくお示していきます。

今後、市の職員一人ひとりが目標に向かってチャレンジし、市民の皆様が生涯にわたって、一層いきいきと安心して暮らしていただけるよう、まちづくりを進めてまいります。

# 目次

## I 総論 . . . . . P1

1 計画策定の趣旨.....	P3
2 計画の構成.....	P3
3 計画期間.....	P4
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等.....	P5
5 計画策定にあたっての基本認識.....	P6
6 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント.....	P22
7 都市構造と交通体系の考え方.....	P24
8 計画の推進に向けた考え方.....	P32

## II 基本構想 . . . . . P47

## III 基本計画 . . . . . P53

## IV かわさき10年戦略 . . . . . P63


## V 実施計画 . . . . . P77

■政策体系別計画.....	P79
（政策体系別計画 目次）.....	P86
■区計画.....	P371
川崎区.....	P377
幸区.....	P391
中原区.....	P405
高津区.....	P419
宮前区.....	P433
多摩区.....	P447
麻生区.....	P461

## VI 実施計画の進行管理と評価 . . . . . P475

## 資料編 . . . . . P485

■計画の策定経過.....	P487
■新たな総合計画と連携する計画.....	P496
■計画事業費及び政策体系図.....	P499
■新たな総合計画に設定する成果指標一覧.....	P521



**I 総論**



# 1 計画策定の趣旨

※  
『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』  
の実現をめざします。

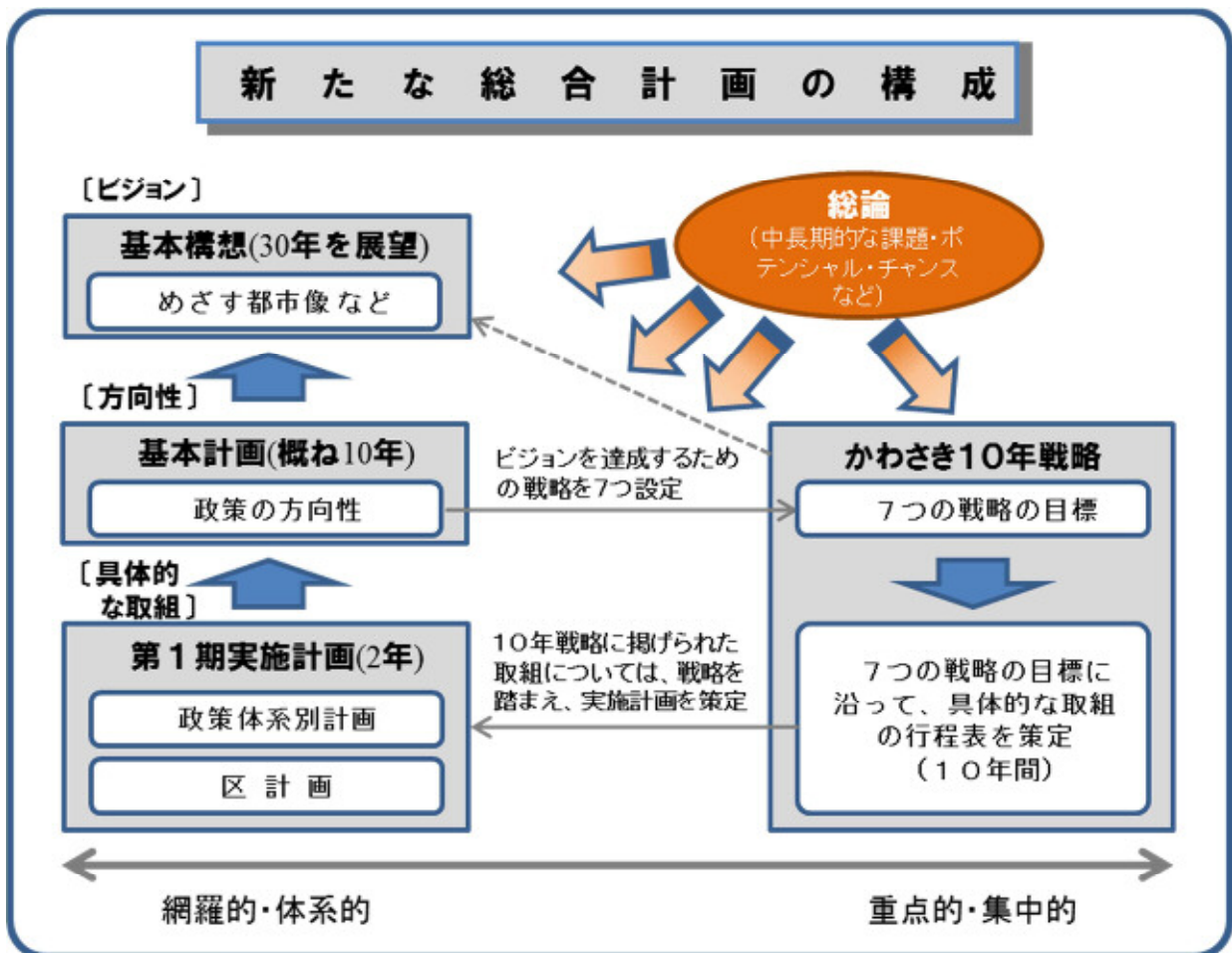
子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、新たな総合計画を策定するものです。

※「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

# 2 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とし、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

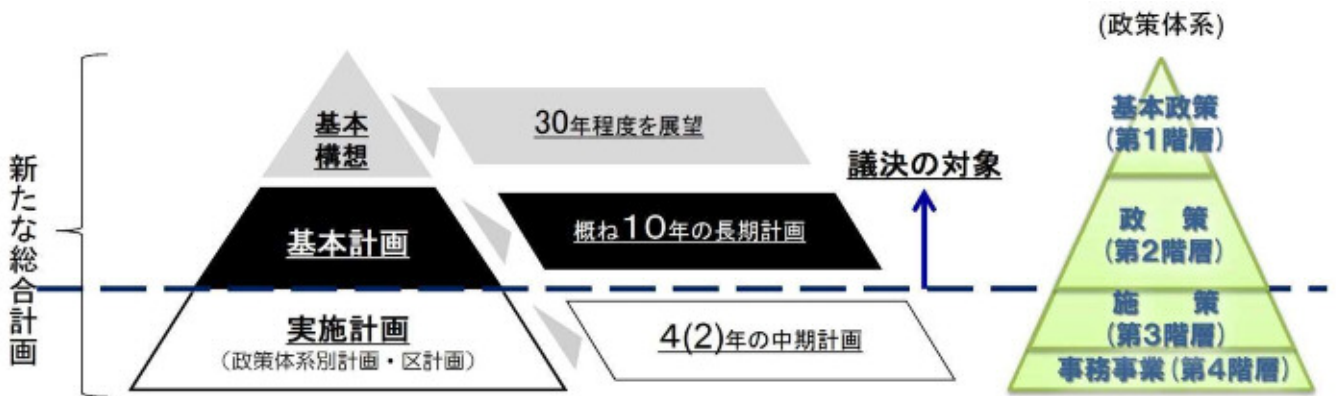


### 3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第1期実施計画の計画期間は平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度の2か年となります。



〔「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間〕

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	37年度 (2025)	
基本構想			新たな総合計画 基本構想 30年程度を展望						
基本計画			新たな総合計画 基本計画 平成28年度から概ね10年						
実施計画	※実施結果を盛り込む		第1期 実施計画 H26~H29		第2期 実施計画(想定) H30~H33		第3期 実施計画(想定) H34~H37		

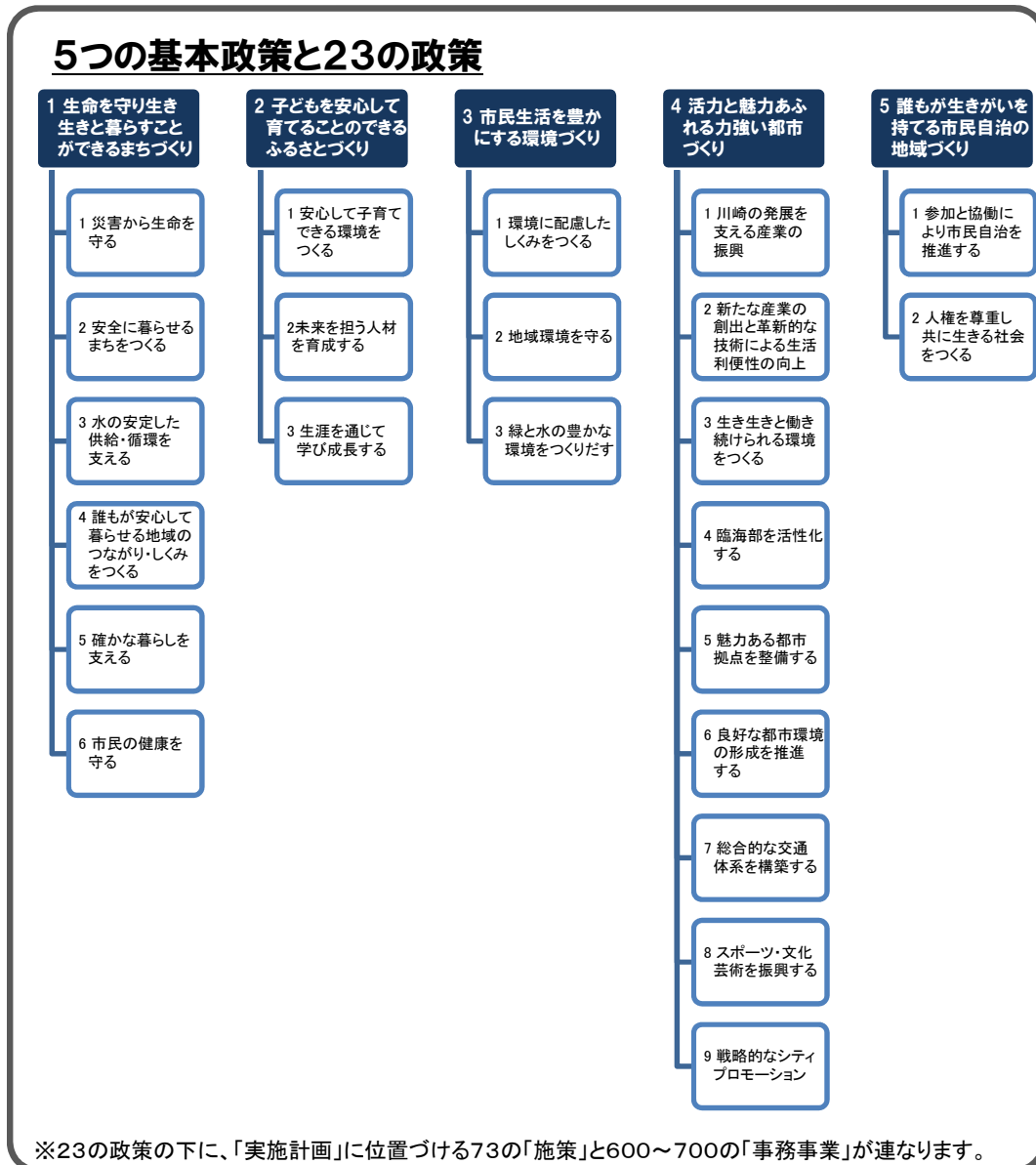


#### 4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

### 政策体系



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

基本構想

基本計画

## 5 計画策定にあたっての基本認識

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。新たな総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

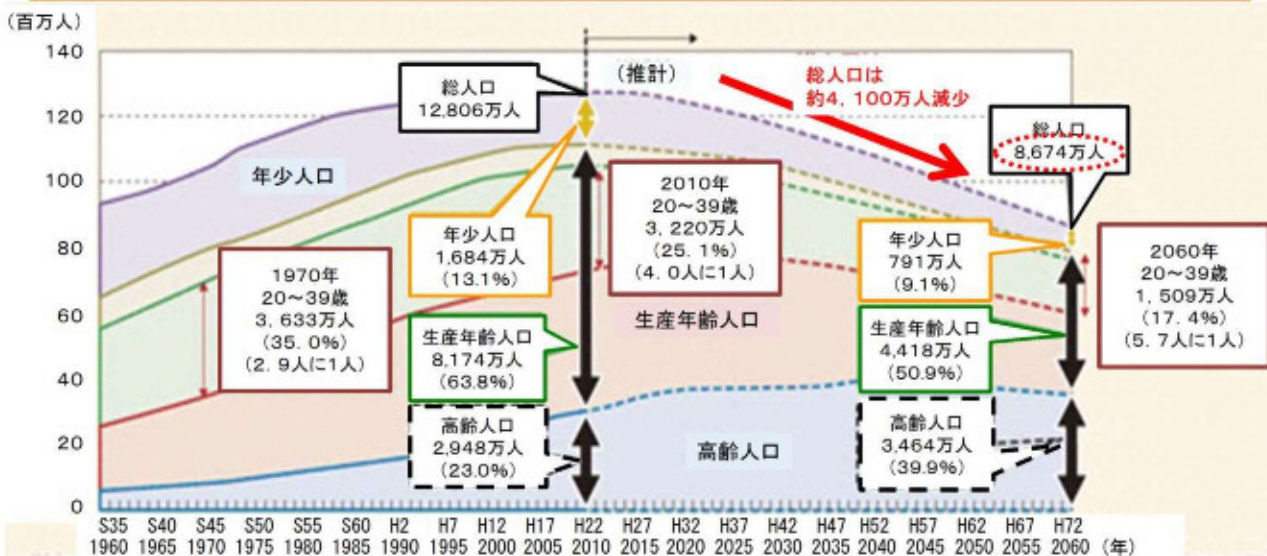
### (1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

#### ① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口はすでに減少局面に入っており、平成 22(2010)年から平成 72(2060)年にかけて、約 4,100 万人(約 32.3%)もの減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は増加し、高齢化率は 23%から 40%に上昇する見込みです。

### 日本の将来人口・年齢別人口

- 日本の総人口は、平成72(2060)年には、8,674万人と約4,100万人減少する(約32.3%減少)。
- 65歳以上人口は約500万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,750万人、年少人口(0-14歳)は約900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ23%から40%へと上昇する。



(注) 1 「年少人口」は0～14歳の者の人口、「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口  
2 ( )内は年少人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

※ 総務省「国勢調査(年齢不詳をあん分して含めた人口)」、同「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の中位推計より国土交通省作成

資料:平成24年度版国土交通白書

一方、本市の将来人口推計では、平成 42 (2030) 年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27 (2015) 年、生産年齢人口のピークは平成 37 (2025) 年と推計されており、ピーク後は減少していくと見込まれています。

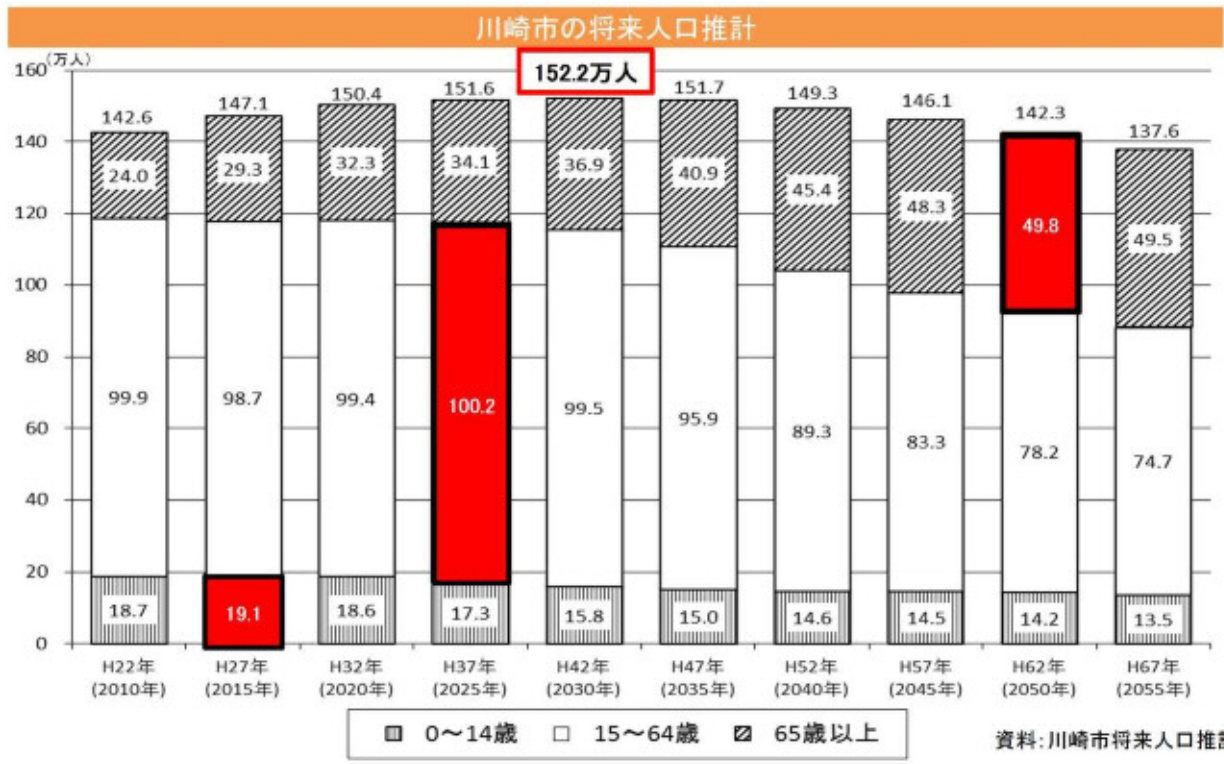
基本構想で展望する今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32 (2020) 年には本市でも「超高齢社会 (一般的には 65 歳以上の人口比率が 21% を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42 (2030) 年を経て、平成 67 (2055) 年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

**① 少子高齢化、人口減少への転換、生産年齢人口の減少**

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 平成 27 (2015) 年・・・「年少人口が減少へ」
- 平成 32 (2020) 年・・・「超高齢社会の到来」
- 平成 37 (2025) 年・・・「生産年齢人口が減少へ」「団塊の世代が 75 歳超」
- 平成 42 (2030) 年・・・「本市の人口が減少へ」
- 平成 67 (2055) 年・・・「現役世代 1.5 人で 1 人の高齢者を支える社会」

**川崎市の将来人口**  
少子高齢化がさらに進行し、平成42(2030)年をピークとして、人口減少へ転換する。



## ② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することなどから、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助のしくみづくりが求められています。

また、出生数が年間1万4,000人台で推移しており、就学前児童数は微増傾向にあるものの、合計特殊出生率(1.38)は国を下回る低い水準にあり、少子化が進行している傾向にあります。少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。

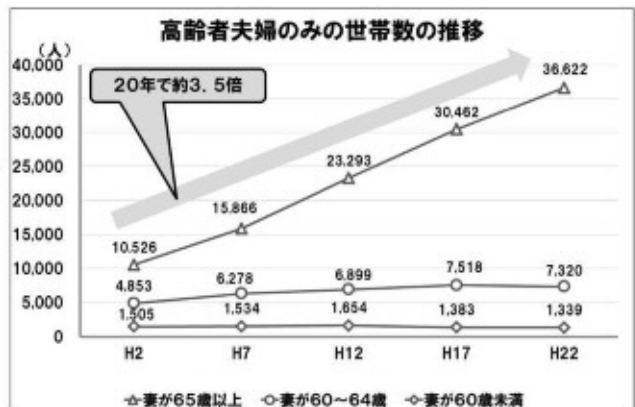
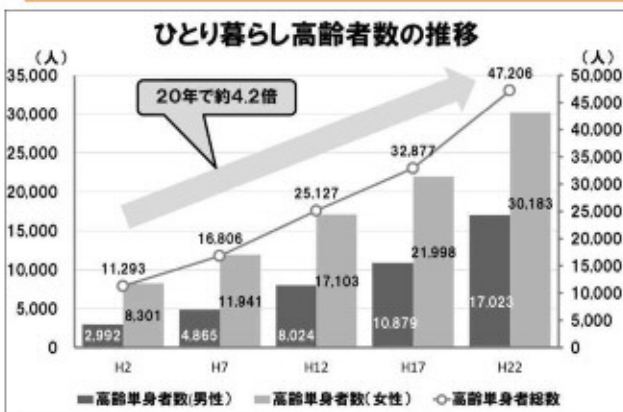
こうした状況の中、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備が求められています。

### ②ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

- 高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加
- 男・女ともに国の平均より大きい、平均寿命と健康寿命との差
- 本市の出生数は横ばいだが、合計特殊出生率は1.38と低水準

## ひとり暮らし高齢者数や高齢者夫婦のみの世帯数の推移

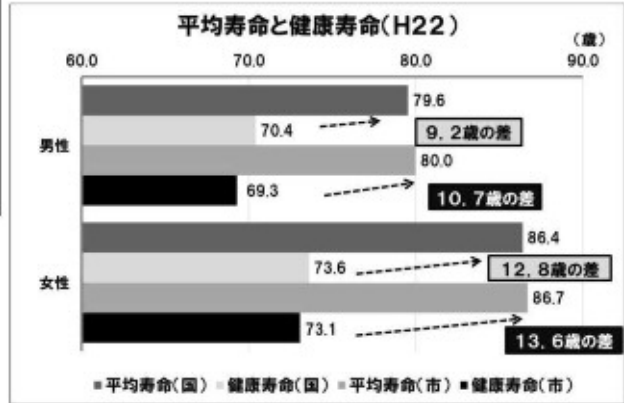
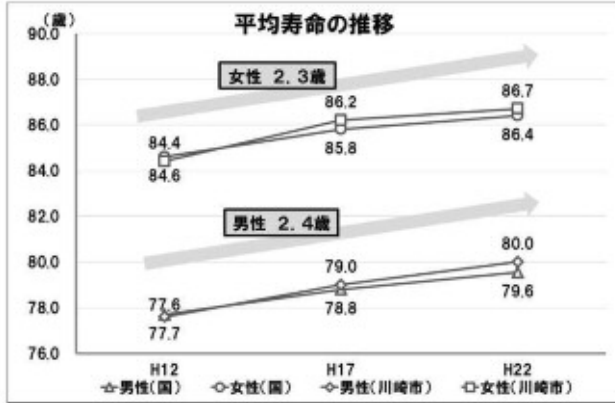
高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。



資料：平成22年国勢調査結果

## 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命はこの10年に、女性で2.3歳、男性で2.4歳延伸しており、ともに国平均を上回る。一方、平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい。

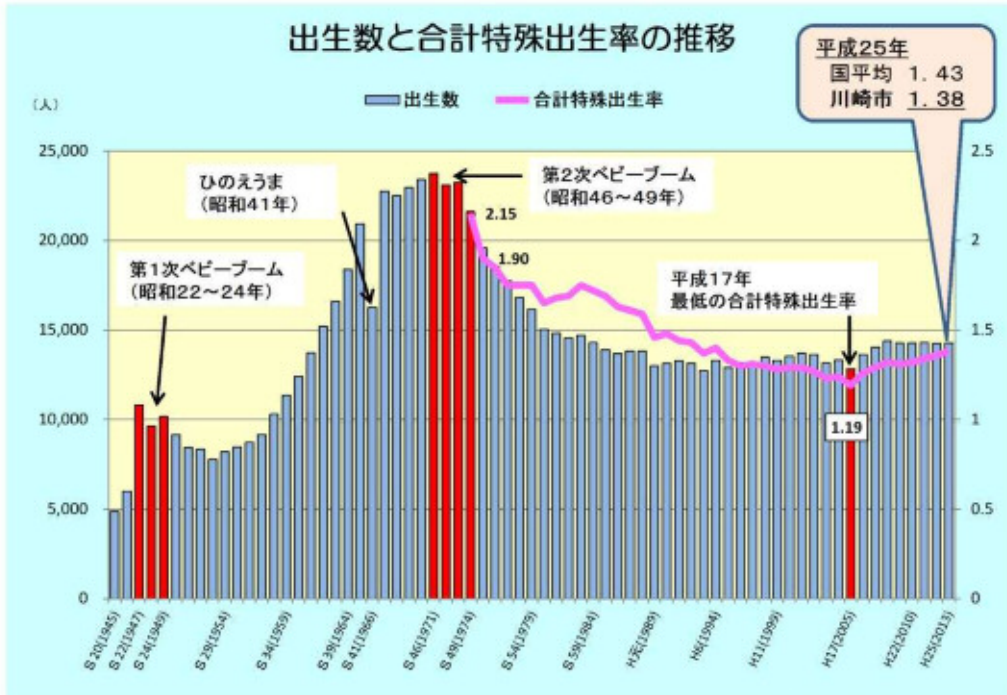


資料: 市町村別生命表(厚生労働省)

※ 健康寿命(市)は「健康寿命の指標に関する研究(厚生労働省科学研究費分担研究報告書)で平成22年の政令市比較が公表

## 出生数の減少と合計特殊出生率の低下

平成19年以降出生数は1万4千人台で推移しており、合計特殊出生率は平成25年に1.38であり、平成17年の1.19(過去最低)から微増傾向にあるものの、なお低い水準にある。



資料: 川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画  
[政策体系別]

実施計画  
[区]

進行管理

### ③ 都市インフラの老朽化

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、基準等に基づく市営住宅の居室スペースの拡大などの社会経済状況の変化に対応した取組により、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間で約21万㎡増加しています。

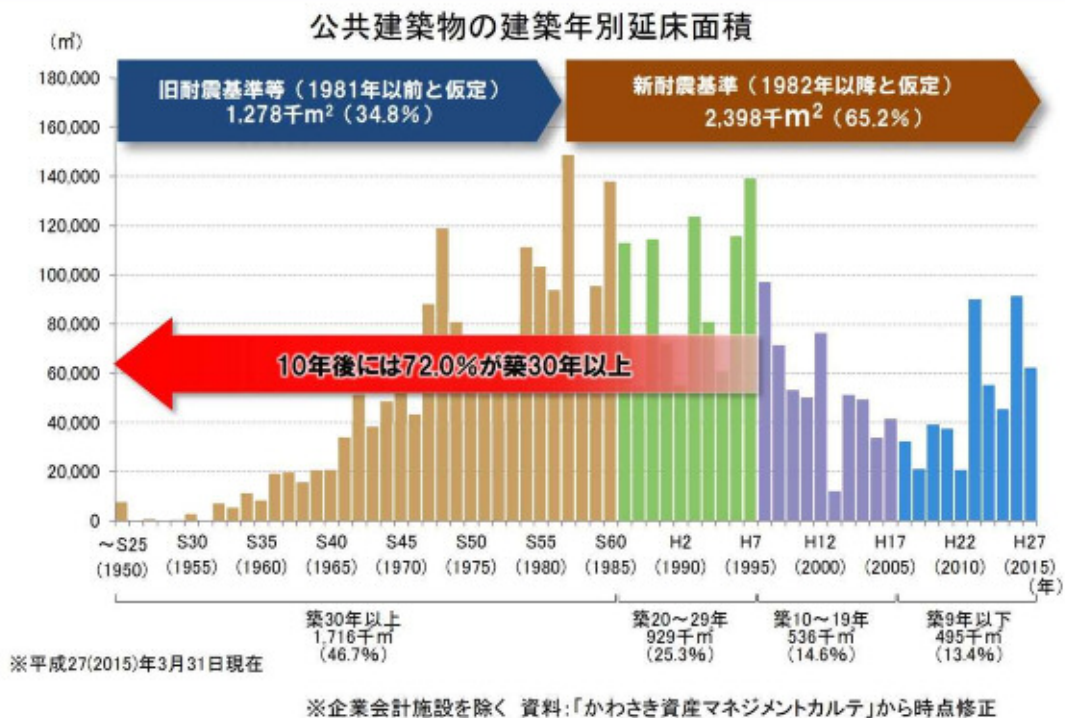
このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

#### ③都市インフラの老朽化

- 10年後には公共建築物の約7割が築30年以上経過(平成37(2025)年)
- 上下水道施設、道路等も含めた都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討が必要

### 公共建築物の老朽化

10年後には公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。



#### ④ 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間で、約6割減少しています。一方で日本企業の海外現地法人数は、大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

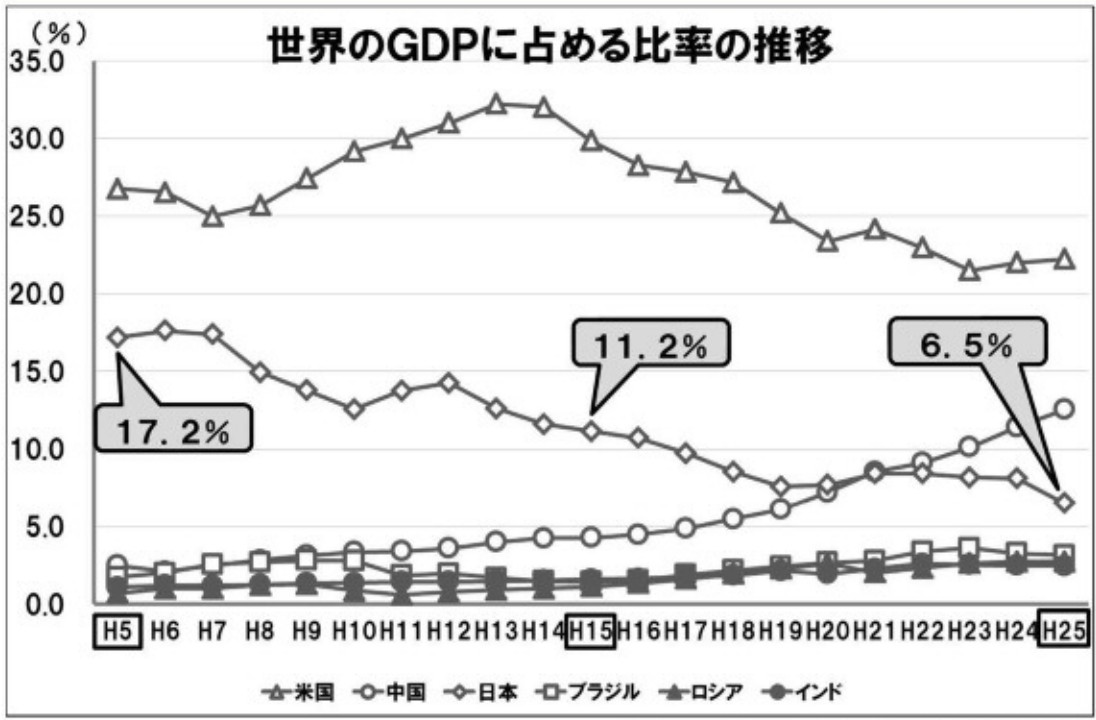
国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位(従業員1人あたりの額も第1位)であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

**④産業経済を取り巻く環境変化**

- 経済のグローバル化の進展・産業構造の変化などへの対応
- 医療・福祉・環境などの成長産業の育成による市内産業の更なる活性化

### 世界のGDPに占める比率の推移

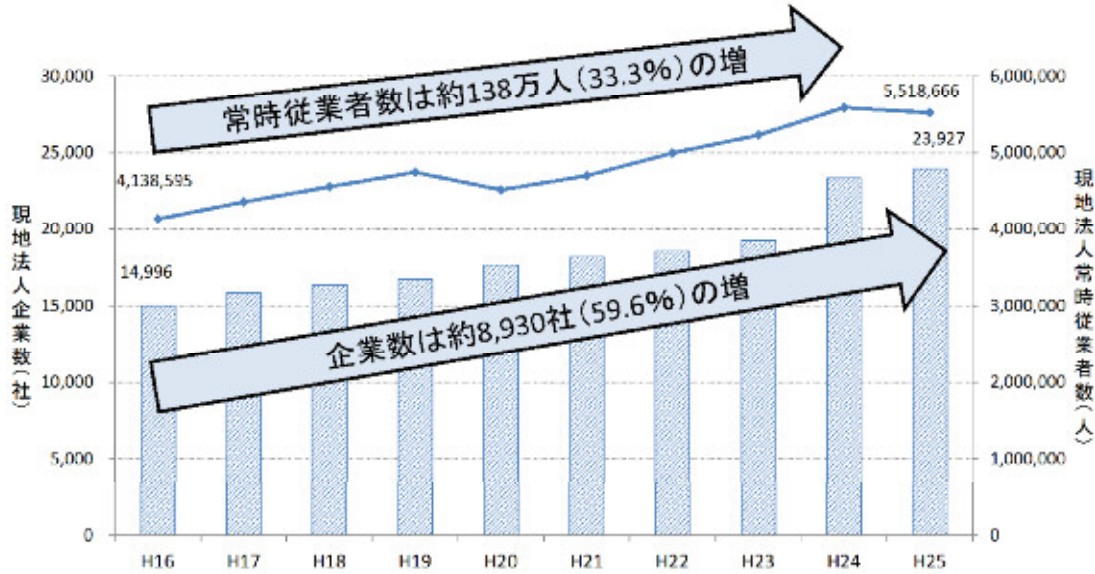
新興国の経済成長等により、日本のGDPシェア(名目)は20年間で約6割減少している。



資料: IMF, World Economic Outlook Database, April 2015

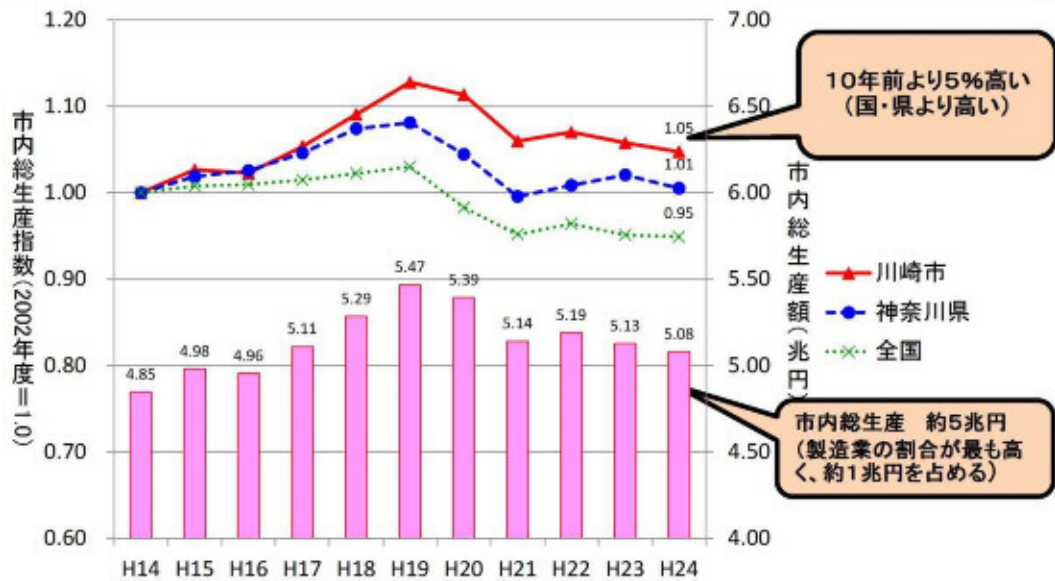
## 海外現地法人企業数・従業者数の推移

日本企業の海外子会社等を指す「海外現地法人」は、企業数・常時従業者数ともに、10年間で大幅に増加しており、日本企業の海外進出が進んでいる。



## 市内総生産の推移

- 市内総生産は5.1兆円(平成24年度、名目)で、全国の1.1%、県の16.8%を占める。
- 10年間の成長率は、国、県を上回る水準で推移している。

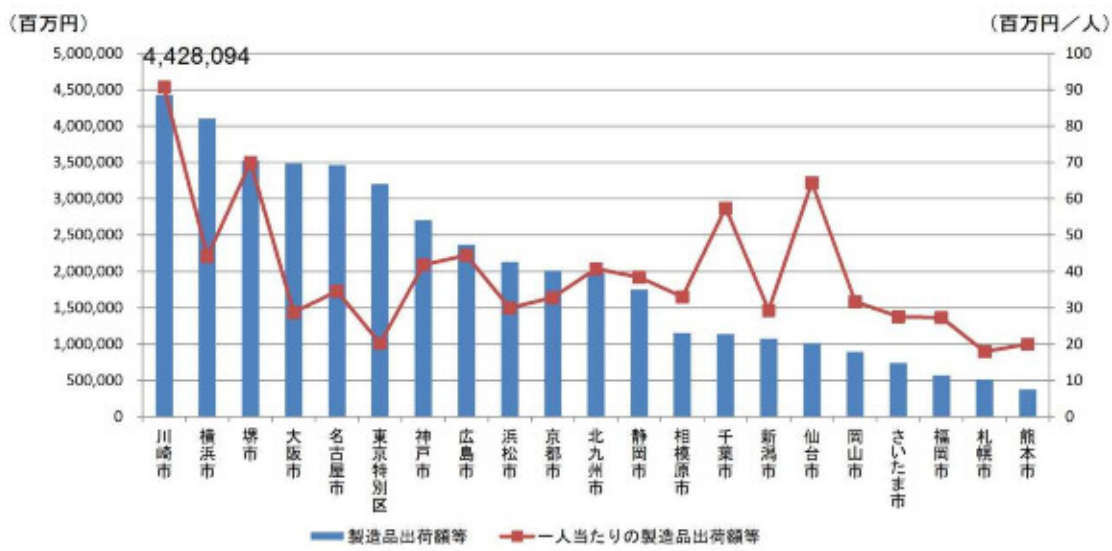


※ 市内総生産：市内の生産活動によって生み出された付加価値額の合計(生産の過程で必要となった中間投入の額を除く)



## 製造業における製造品出荷額等の大都市比較(H25)

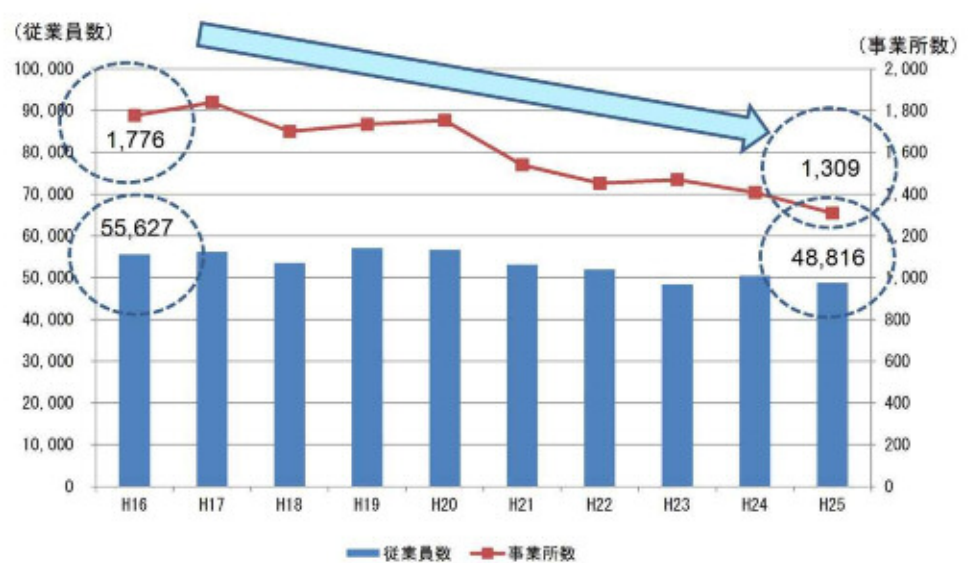
- 本市の製造品出荷額等は、4兆4,280億円で大都市中で第1位
- 従業員1人あたりの額では、9,100万円で第1位 ⇒ 高度な産業集積と生産性を実現



資料:工業統計調査

## 製造業における事業所数及び従業者数の推移

10年間で、事業所数は467所(26.3%)、従業者数は6,811人(12.3%)の減  
→ 産業集積の維持・強化が課題



資料:工業統計調査

⑤ 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた対策が求められています。

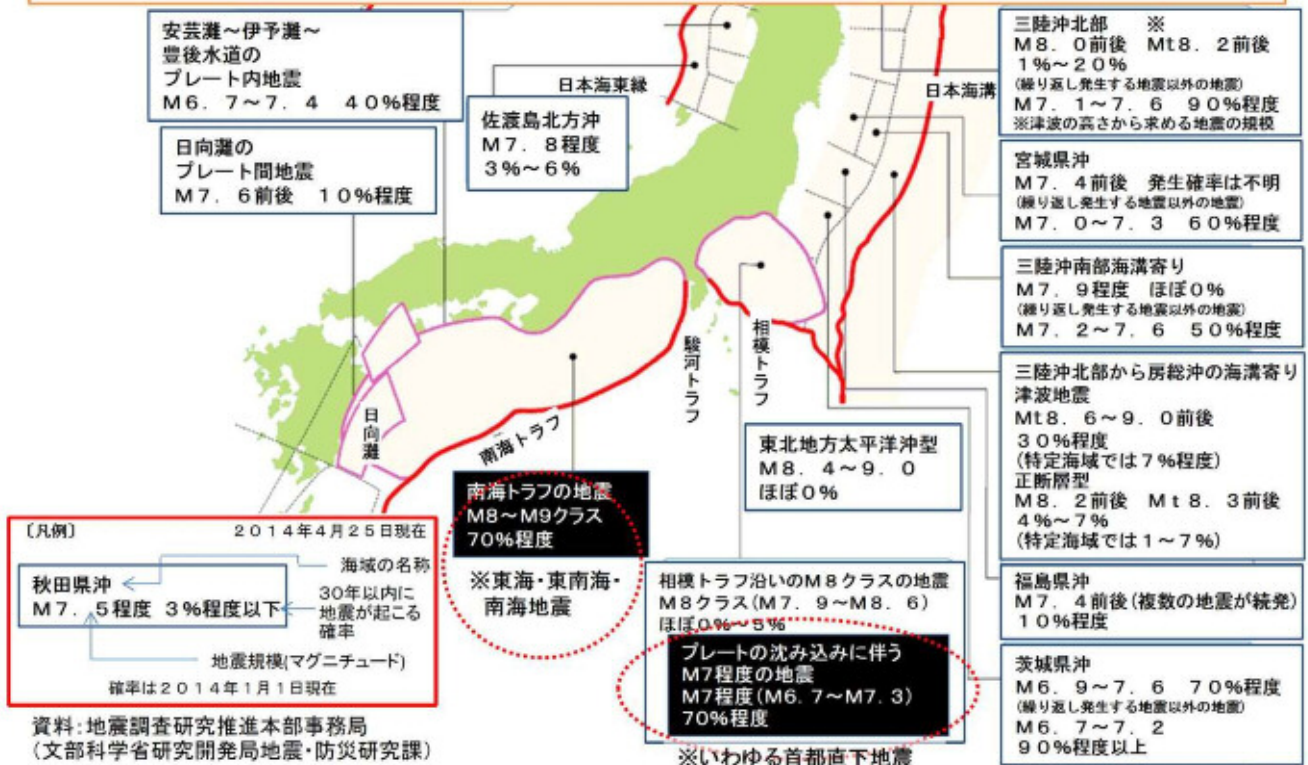
また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減や循環型の社会づくりが求められています。

⑤災害対策や環境問題などの重要な課題

- 自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）
- 環境・エネルギー問題（地球温暖化への対応、リサイクルなどの推進、生物多様性の保全等）

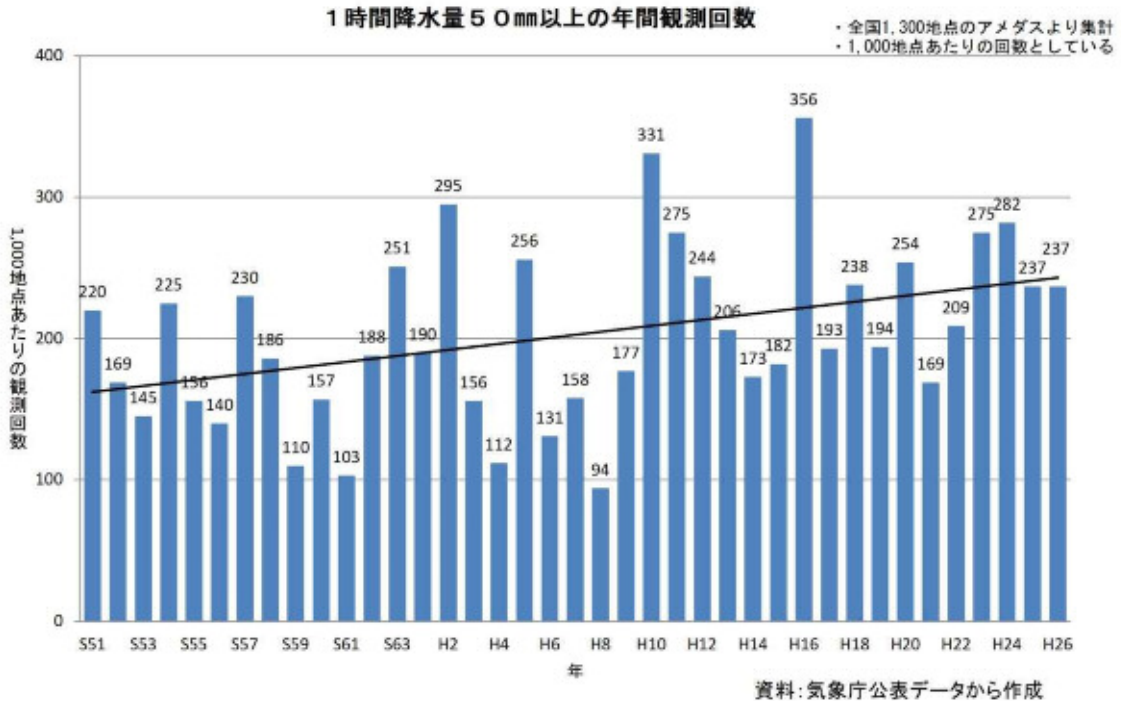
今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっており、日本は世界的に見ても地震による危険度が非常に高い。



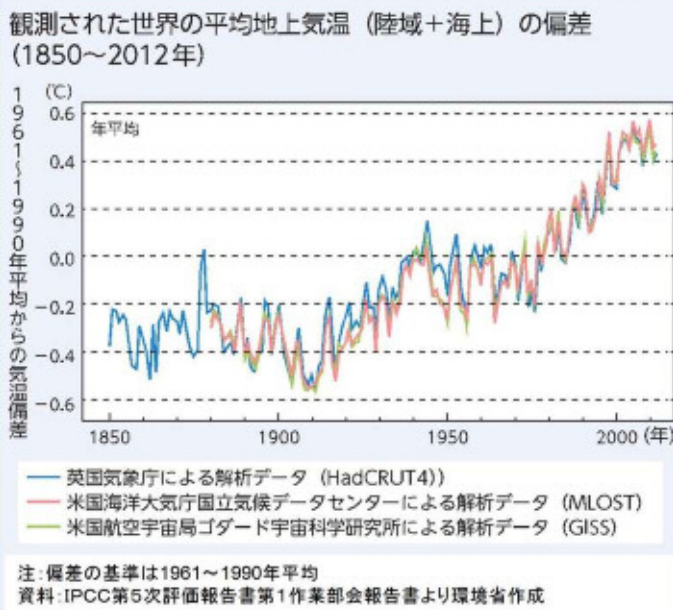
## 降水量に関する状況

1時間降水量が50mm以上の年間発生回数は増加傾向にある。



## 世界の気温の上昇

IPCCは、地球温暖化については疑う余地のない事実としており、気温の上昇に伴い、氷床や氷河の減少、海面水位や海水温度の上昇などを指摘している。今後のシナリオのうち危機的なものでは、2100年までに平均気温が2.6~4.8℃、平均海面水位が45~82cm上昇する可能性が高いとしている。



※[RCP8.5]・かなり高いCO2排出量が続くシナリオ。

※今回(第5次報告)新たに代表的濃度経路(RCP)と呼ばれる4つのシナリオが作成され、可能な限りの地球温暖化対策を前提としたシナリオであるRCP2.6でも、2081年から2100年において、20世紀末ごろに比べて世界の平均地上気温が0.3~1.7℃上昇し、世界の平均海面水位が26~55cm上昇する可能性が高いとされている。

※IPCC・温室効果ガスによる気候変動の見通しや、自然や社会経済への影響、気候変動に対するなど、2,500人以上の科学者が参加し、最新の研究成果に対して評価を行っている「気候変動に関する政府間パネル」

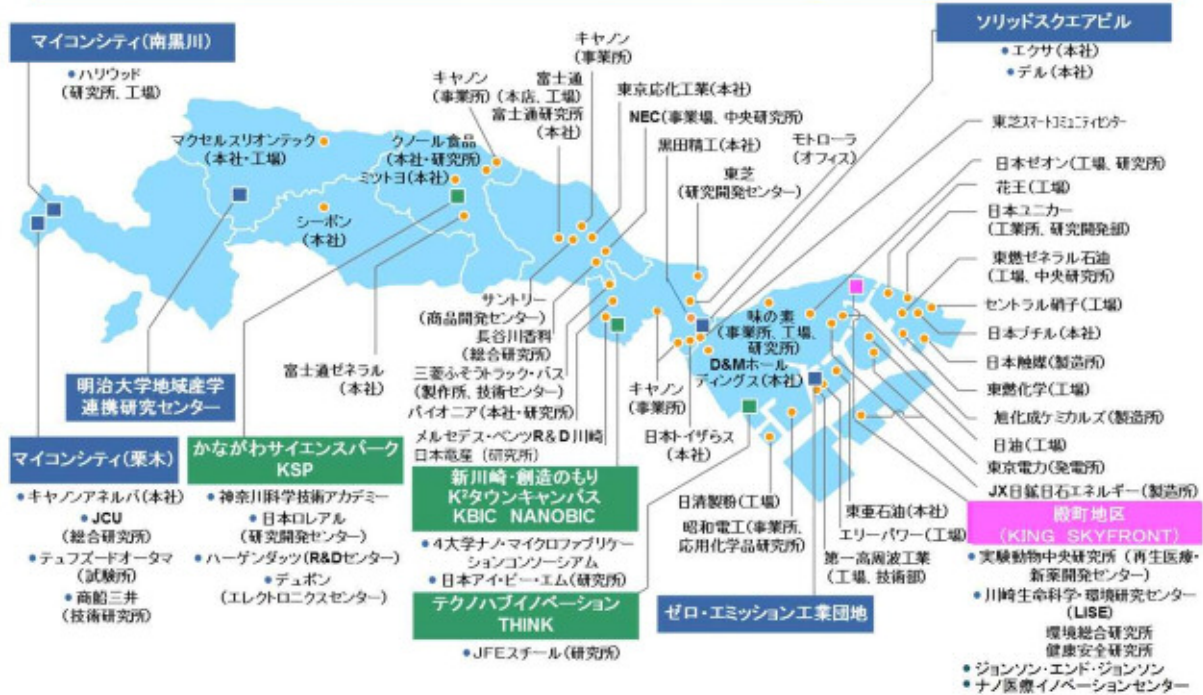
資料: 図で見る環境・循環型社会(H26)(環境省)





### 主要企業と研究開発機関の立地状況

約400の研究開発機関が立地し、学術・開発研究機関の従業者割合が政令指定都市でトップ(H24経済センサス)となるなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



### 文化・芸術・スポーツ資源の活用

#### 音楽のまち・かわさき



#### 音楽のまち・かわさき



フランチャイズオーケストラ「東京交響楽団」

#### ミュージア川崎シンフォニーホール



平成26(2014)年7月に10周年を迎えたミュージア川崎シンフォニーホール

#### スポーツのまち・かわさき

#### 〈サッカー・J1リーグ〉川崎フロンターレ



多摩川マラソン ©オールスポーツコミュニティ

- かわさきスポーツパートナー
- 川崎国際多摩川マラソン
- 多摩川リバーサイド駅伝
- 国際トランポリンジャパンオープン
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組

#### 映像のまち・かわさき



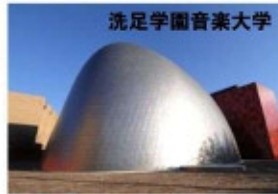
【第69回毎日映画コンクール表彰式】H27.2.10



学校現場における映像制作活動の支援

## 市内の文化芸術資源の概況

市内には2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがある。音楽家、舞台芸術家、映像撮影者等の職業に従事する人の割合も高く、全国平均の2～3倍の割合となっている。また、多数の映画館の他、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛ん。さらに、最新の調査による川崎市民の消費動向は、文化施設入場料への支出が大都市中1位である。



消費生活の動向（平成21～23年平均）



資料：総務省家計調査

### 川崎市で特化係数の高い職業

(※特化係数は、全国の割合に対する本市の割合で、1.0を超えると集積の高さを示す。)

順位	総数	
	産業中分類	特化係数
1	音楽家、舞台芸術家	2.91
2	技術者	2.53
3	著述家、記者、編集者	2.45
4	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	2.25
5	研究者	2.00
6	居住施設・ビル等管理人	1.82
7	経営・金融・保険専門職業従事者	1.76
8	営業・販売事務従事者	1.56
9	事務用機器操作員	1.54
10	法務従事者	1.44

資料：平成22年国勢調査

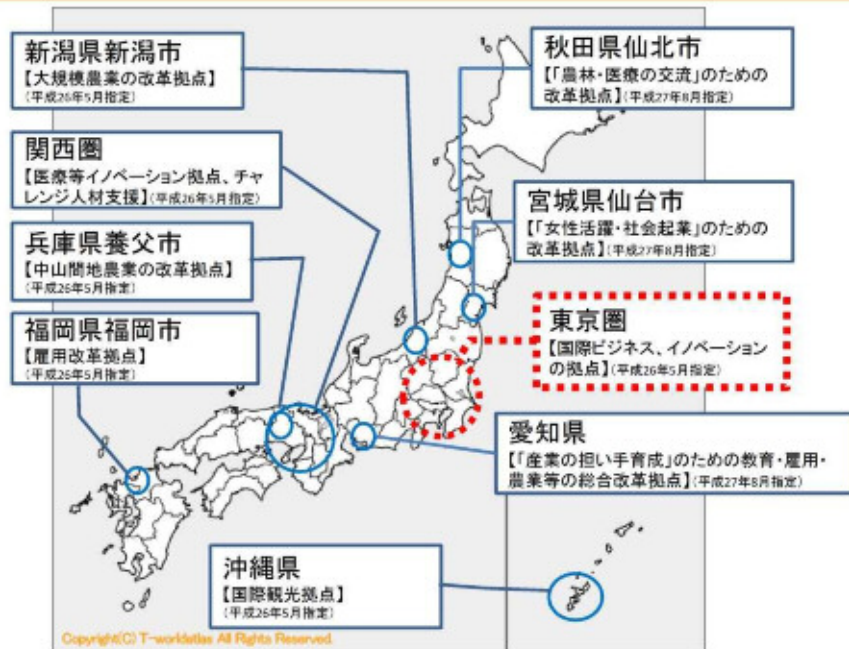
### (3) 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 国の成長戦略(本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定)
- 首都圏の活力(東京 2020 オリンピック・パラリンピック、羽田空港の更なる国際化)

#### 国家戦略特区

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成を促進し、規制改革を総合的・集中的に推進するため、国家戦略特区が指定されている。





## 東京2020オリンピック・パラリンピックへの期待

全国20～60歳代の男女3,500名に対し東京2020オリンピック・パラリンピックによって持続的にもたらされる効果(レガシー)に関する意識調査を実施

東京2020オリンピック・パラリンピックに対する期待(2020年東京大会を契機に社会が良くなるか?)



### 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に期待する社会変化



注: 重視すべき順位を1~10位まで回答したデータについて1位10点、2位9点...10位1点として点数化

資料:三菱総合研究所「オリンピックレガシーに関する意識調査」(平成26(2014)年1月)

## 6 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント

およそ 30 年後の未来を見据えた上で、重要な節目となる年次及びポイントを設定します。

### (1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1・平成 32(2020)年】

「国の成長戦略や東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど「新たな飛躍のチャンス」を最大限に活かします。」

国の成長戦略や首都圏の活力を最大限に活用しながら、力強い産業都市として世界をリードする姿や、子どもや高齢者、障害者など、多様な人々が生き生きと暮らし、スポーツや文化・芸術があふれる、川崎の魅力を世界に向けて発信していくため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、5- (3) 「新たな飛躍に向けたチャンス」(P20)に対応した年次及びポイント

### (2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2・平成 36(2024)年】

「およそ 10 年後の市制 100 周年に向けて、まちづくりを進めます。」

交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な地域資源とそれらを活用した市民・企業等との協働の取組などを活かして、市のシンボルとなる施策や事業を計画的に進めるため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、5- (2) 「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」(P17)に対応した年次及びポイント

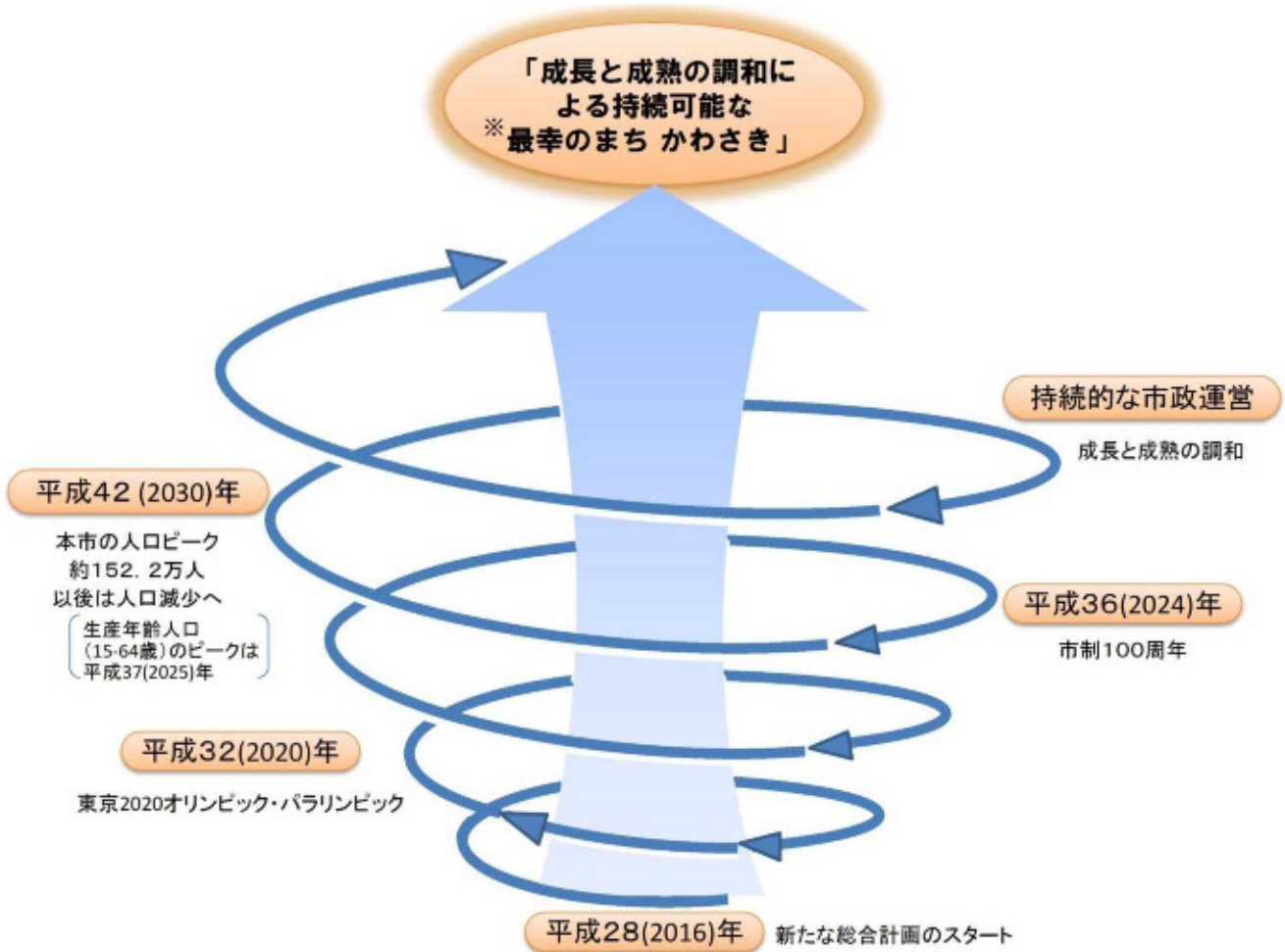
### (3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3・平成 42(2030)年(平成 37(2025)年)】

「人口減少への転換を見据えて、持続可能な社会を構築します。」

総人口や生産年齢人口の減少、更なる少子高齢化の進展を見据えて、都市インフラの老朽化への対応や、経済のグローバル化への対応、自然災害・環境・エネルギー問題への対応、多様な主体の連携など、持続可能な社会を構築する上で、重要なポイントとなる年次

⇒主に、5- (1) 「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」(P6)に対応した年次及びポイント

# めざす都市像の実現に向けて 重要なポイントとなる年次と視点



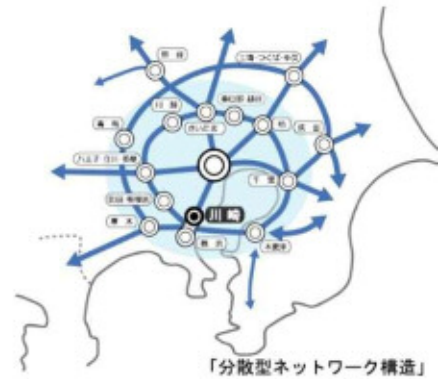
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたい  
という思いを込めて使用しています。

- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画【政策体系別】
- 実施計画【区】
- 進行管理

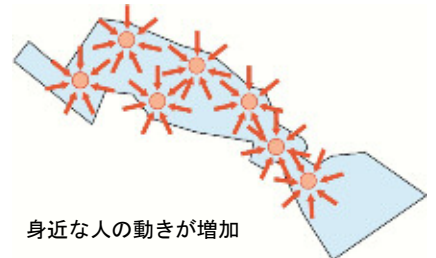
## 7 都市構造と交通体系の考え方

### (1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。



今後の超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進めることが必要です。



### (2) 今後の方向性

#### ①魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進と

身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組みます

～広域調和・地域連携型の都市構造を引き続きめざします～

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、『魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり』を引き続き推進するなど、持続可能なまちづくりの更なる推進に取り組みます。

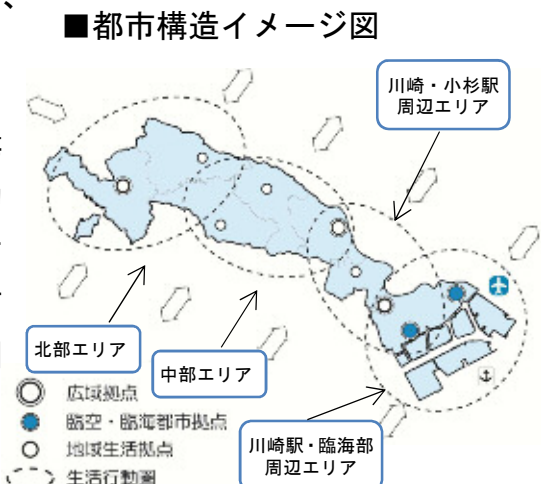
また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。

このような市民の行動圏域を意識するとともに、今後の少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応するため、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、『身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくり』を推進します。あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境などの整備を進め、持続可能なまちづくりに向けた、効率的・効果的な交通体系の構築を推進します。

## ②魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。



- **広域拠点**: 川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区
- **臨空・臨海都市拠点**: 殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域
- **地域生活拠点**: 新川崎・鹿島田駅、溝口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

### ● 広域拠点の整備

グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新を進めることで、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを推進します。

#### a 川崎駅周辺地区

商業・業務・文化・都市型住宅等の民間活力を活かしたまちづくりを推進し、特に、西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導するとともに、東口・西口駅前広場の再編など、都市基盤整備を進めることで、広域拠点にふさわしいまちづくりに取り組んできました。

今後も、北口自由通路等の整備により、駅東西の回遊性・利便性のより一層の向上を図ります。また、京急川崎駅周辺地区や建物の高経年化が進む東口の既成市街地等において、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図り、本市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

■ 広域拠点位置図



航空写真(川崎駅周辺地区)

### b 小杉駅周辺地区

JR横須賀線武蔵小杉駅や駅前広場・道路等の公共施設の整備にあわせ、商業・業務・都市型住宅等の機能集積を推進するとともに、老朽化した公共・公益施設の再編整備を駅近くで行うことで、効率的で利便性の高いまちづくりに取り組んできました。



航空写真（小杉駅周辺地区）

今後も、小杉駅北側地区や国道409号線沿道などで、民間活力を活かした計画的かつ段階的なまちづくりに取り組み、武蔵小杉駅を中心としたさまざまな都市機能がコンパクトに集積する、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

### c 新百合ヶ丘駅周辺地区

円滑な都市活動を支える世田谷町田線や尻手黒川線などの幹線道路の整備にあわせ、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、大学や文化・芸術施設等が立地する地区の特徴を活かしたまちづくりに取り組んできました。



川崎市アートセンター

今後も、豊かな自然環境と文化・芸術等の地域資源、充実した都市機能を活かし、土地利用転換の適切な誘導とともに、交通環境改善を図り、文化・芸術が息づく魅力あるまちづくりを推進します。

## ● 臨空・臨海都市拠点の整備

臨海部には、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあります。これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められています。今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めます。

■臨空・臨海都市拠点位置図



### a 殿町・大師河原地域

羽田空港との近接性を活かし、キングスカイフロントを中心に、ライフサイエンス・環境分野の世界最高水準の研究開発から新産業を創出する拠点形成に取り組んできました。

今後も、国内外の高度な研究開発人材や研究機関や企業の集積を進め、また、羽田空港周辺地区との連携強化や連絡道



航空写真（臨海部）

路の整備により、世界的な成長戦略拠点の形成を図ることで、イノベーションの創出等を誘発し、その効果を京浜臨海部や市域に波及させるとともに、日本経済の持続的な発展を牽引するまちづくりを推進します。

### b 浜川崎駅周辺地域

浜川崎駅周辺地域では、市民・事業者・行政の連携・協力による、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、小田栄駅や路線バスの路線新設等の都市基盤施設の整備など、計画的なまちづくりに取り組んできました。

今後も、広域的な視点から求められる機能の導入や土地利用転換の動向を視野に入れながら、活力ある拠点形成に向けたまちづくりを推進します。

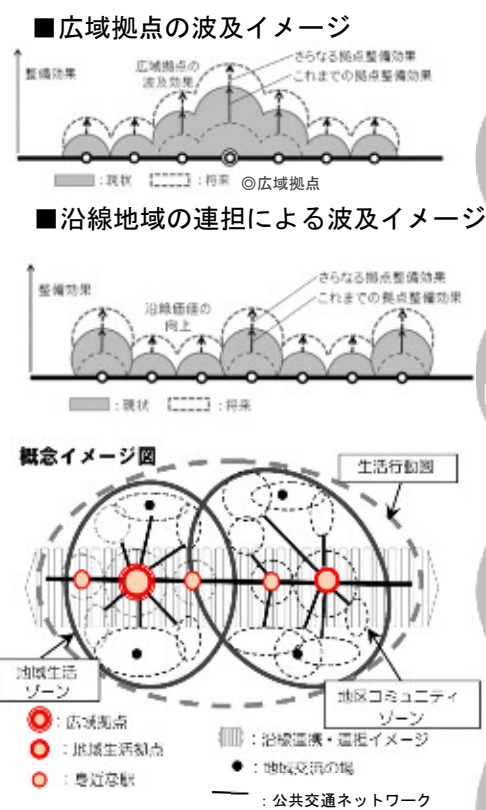
### ③身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進します

市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。このことから、4つの生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりが大切となっています。

そこで、まちの波及的發展を促しながら、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、『誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実』や『地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり』を推進します。

あわせて、身近な地域間の相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の『将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化』に取り組めます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。



## ●生活行動圏の各エリアごとの特徴とまちづくりの方向性

拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、地域生活拠点を中心に、4つのエリアのそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進します。

### a 川崎駅・臨海部周辺エリア

- ・ JR 南武支線及び京急大師線沿線と埋立地を中心とした川崎臨海部を有する川崎区内の範囲
- ・ 戦前からの川崎市の中心市街地で、京浜工業地域の発展に伴って、市街化が進展した古くからの市街地と臨海部の工業地域からなるエリアであり、特に、JR 南武支線沿線は、戦災の影響が少なかったこともあり、狭あい道路や木造住宅が多く、木造密集市街地が市域で最も集中
- ・ 川崎区は市内で唯一、自区内への通勤が過半を占め、居住地としての特性と就業地としての特性を併せもつエリアであるが、近年では、住・工が混在する地域の工場が都市型住宅に転換
- ・ 臨海部や川崎駅周辺は、本市及び京浜工業地域の発展を支える中で企業集積が促進し、川崎駅を中心に放射状の路線バスネットワークが充実

JR南武支線や京急大師線、地域コミュニティなど都市の発展過程で蓄積された地域資源を最大限に活用するため、新駅の設置や交通広場等の整備を契機に、駅までのアクセスや交通結節機能の改善など、鉄道と路線バスの連携等による臨海部の公共交通機能の強化を図るとともに、防災面を含めた住環境の改善などの魅力向上の取組を段階的に実施することで、居住者や就業者、産業活動を支え、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進します。

### b 川崎・小杉駅周辺エリア

- ・ JR 南武線沿線で、幸区、中原区を含む範囲
- ・ 戦災後、臨海部の工業の発展に伴い、従業者の居住地として急速に市街化が進展したことにより、狭あい道路や木造住宅が多く存在
- ・ 道路・鉄道ともに、交通利便性が高く、居住地としての人気と世界的企業等が立地する就業地としてのポテンシャルも持つエリア
- ・ 平坦で、エリアの奥行きが狭く、徒歩や自転車での身近な駅へのアクセスが多い

多摩川や夢見ヶ崎公園など自然環境資源や沿線に立地する世界的企業などエリアのポテンシャルを最大限に活用するため、沿線の土地利用転換を戦略的・機動的に誘導し、優れた産業機能と生活環境の調和を図りながら駅前の顔づくりの誘導や駅までのアクセスの向上など、民間活力を活かした駅を中心とする魅力あるまちづくりを推進します。

### c 中部エリア

- ・ 東急東横線沿線、田園都市線沿線の地域で、中原区、高津区及び宮前区を含む範囲
- ・ 鉄道整備と同時期に区画整理などの計画的な市街地形成が進められ、同年代の居住者が一定期間に増加し、今後、高齢化や建物の高経年化が同時期、かつ、急激な発生が懸念されるエリア
- ・ 山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅までのアクセスが多い

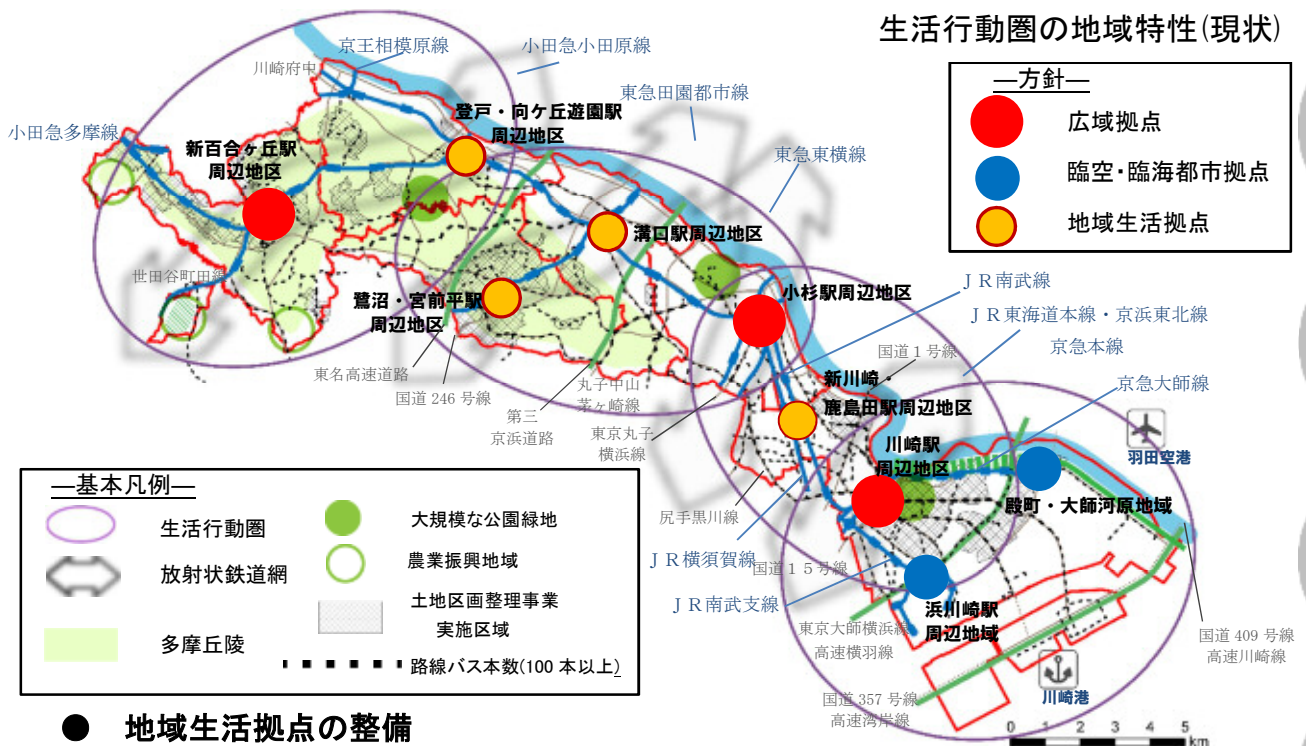
鉄道を軸に、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化、それらに伴う路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセスの向上などを図るとともに、計画的に整備された良好な市街地や町内会や自治会などの地域コミュニティを活かした協働の取組による鉄道沿線のまちづくりを推進します。



### d 北部エリア

- ・小田急小田原線、多摩線沿線の地域で、麻生、多摩区を含む範囲
- ・計画的に形成された市街地と古からの市街地及び住宅団地群が混在
- ・大学や文化・芸術施設に加え、生田緑地などの自然環境も豊富なエリア
- ・山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行き広く、駅までの路線バスでのアクセスが多い

鉄道駅周辺を中心に、沿線の都市拠点と連携して、路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセス向上や地域特性などに応じた利便性向上などに取り組みます。また、計画的に整備された住宅団地、多摩川・緑地など恵まれた自然環境や大学、文化的施設などの地域資源と鉄道駅のポテンシャルというさまざまな地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進します。



#### ● 地域生活拠点の整備

##### a 新川崎・鹿島田駅周辺地区

民間の土地利用の機動的な誘導及び市街地再開発事業等の推進により、利便性の高い拠点形成を推進します。また、「新川崎・創造のもり」を核として、引き続き、ものづくり・研究開発機能の強化を図ります。

##### b 溝口駅周辺地区

ターミナル駅として、駅前広場などの交通機能の強化とあわせて、歴史的・文化的資源や地域に密着した商店街などを活かした拠点の形成を推進します。

##### c 鷺沼・宮前平駅周辺地区

民間活力を活かした駅前広場の再整備等による、鷺沼駅周辺を中心に多様な都市機能集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。

##### d 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区

登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進するとともに、多摩川や生田緑地などの地域資源を活かした魅力的な拠点の形成を推進します。



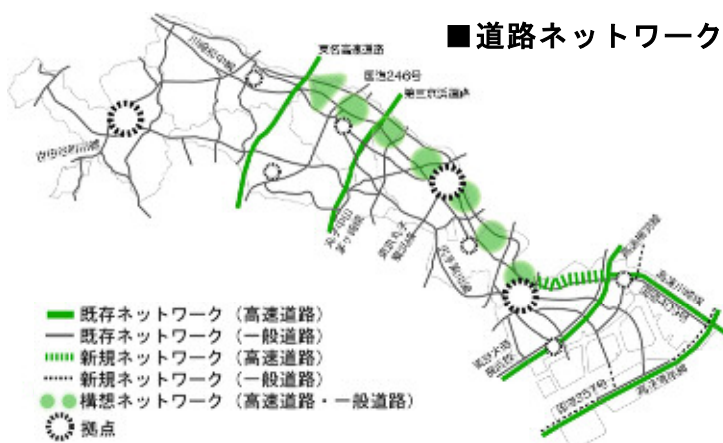
## ⑤交通網整備の方向性

### a 道路

首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、川崎縦貫道路や国道357号線など広域的な幹線道路網整備の取組を促進します。

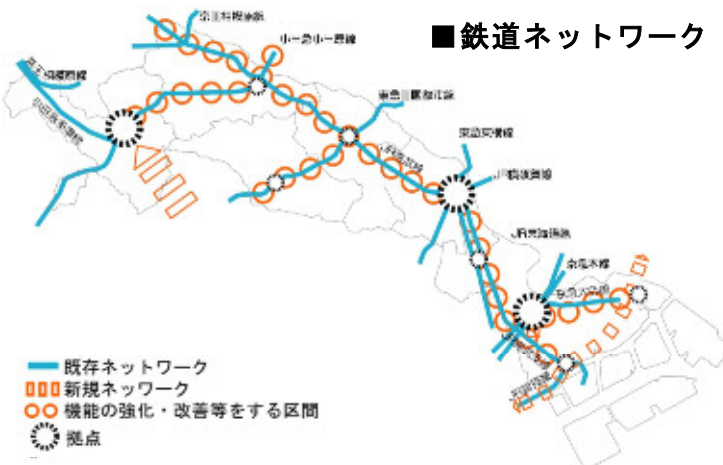
また、交通混雑の緩和、防災機能の強化、港湾貨物の円滑な輸送など臨海部の活性化に向けて、臨港道路東扇島水江町線の整備を進めるとともに、羽田空港周辺との連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な成長戦略拠点の形成に寄与する羽田連絡道路の整備を進めます。

市域の交通網については、都市の活力を支え、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築に向け、整備を優先する路線を厳選し、整備路線の重点化など、これまで以上の「選択と集中」による早期の効果発現に向けた効率的・効果的な道路整備を推進します。また、早期に効果が発現する交差点改良など局所的かつ即効的な対策による早期の効果発現を図ります。



### b 鉄道

広域鉄道ネットワークの充実や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和の促進に向けて、鉄道事業者や他自治体との連携により、既存ストックを最大限に活かし、公共交通の機能強化を図るため、内陸部については、JR南武線の長編成化の促進、東急田園都市線や小田急小田原線の複々線化の促進、横浜市営地下鉄3号線延伸の検討、臨海部についてはJR東海道貨物支線貨客併用化等の検討などの取組を推進します。鉄道による交通遮断や地域分断、踏切事故の解消に向け、京浜急行大師線、南武線（武蔵小杉駅～尻手駅間）の連続立体交差化の取組を進めます。



## 8 計画の推進に向けた考え方

新たな総合計画は、少子高齢化の進展などの社会経済状況の変化を踏まえ、次のような視点に基づいて推進します。

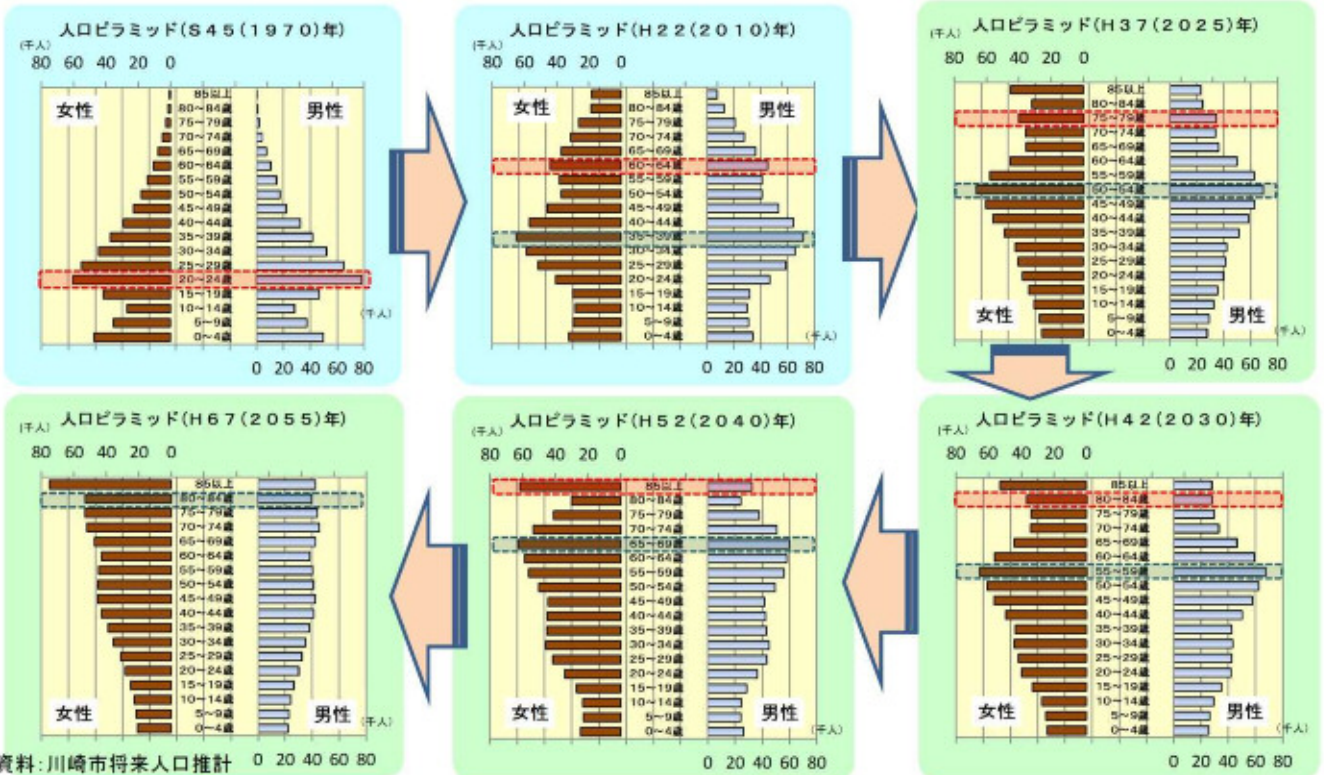
### (1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応

本市の人口構成は、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する一方で、子育て世代の減少や、出生数の低下などにより、大きく変化することが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

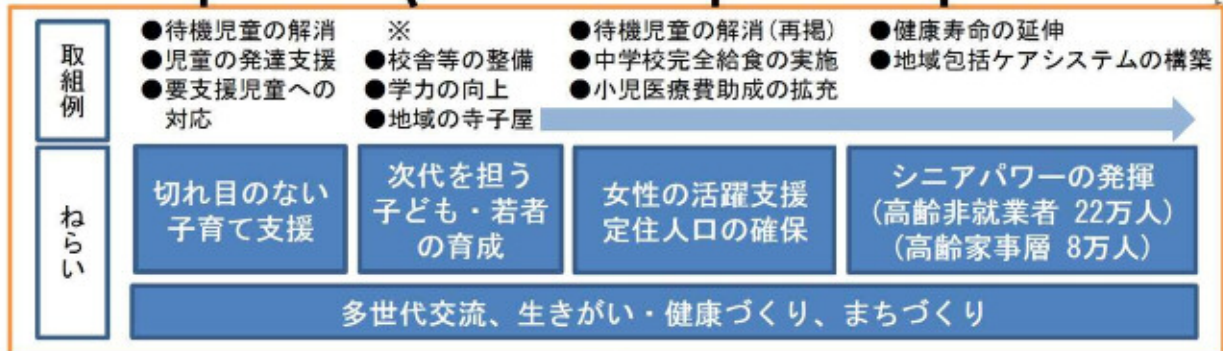
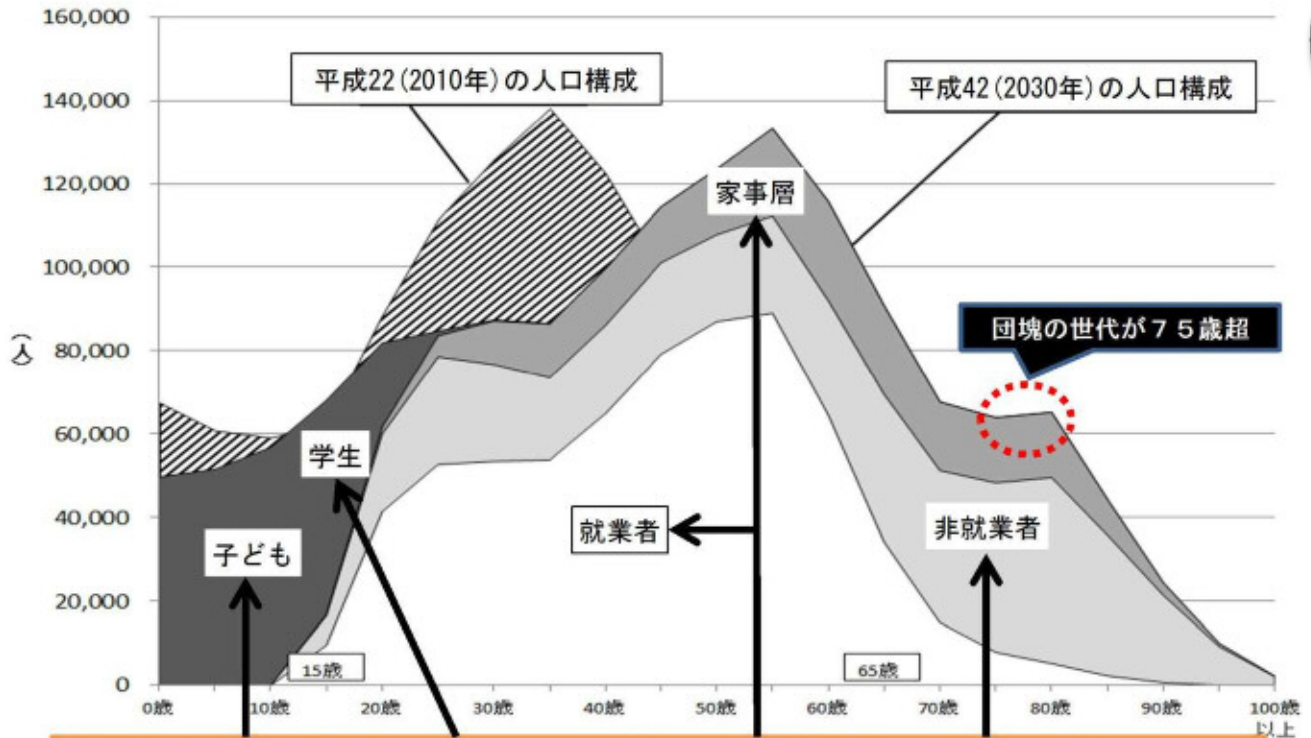
こうした中で、都市の活力を維持していくために、子育て支援や、次代を担う子ども・若者の育成、元気な高齢者が社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

### 人口構成の変化

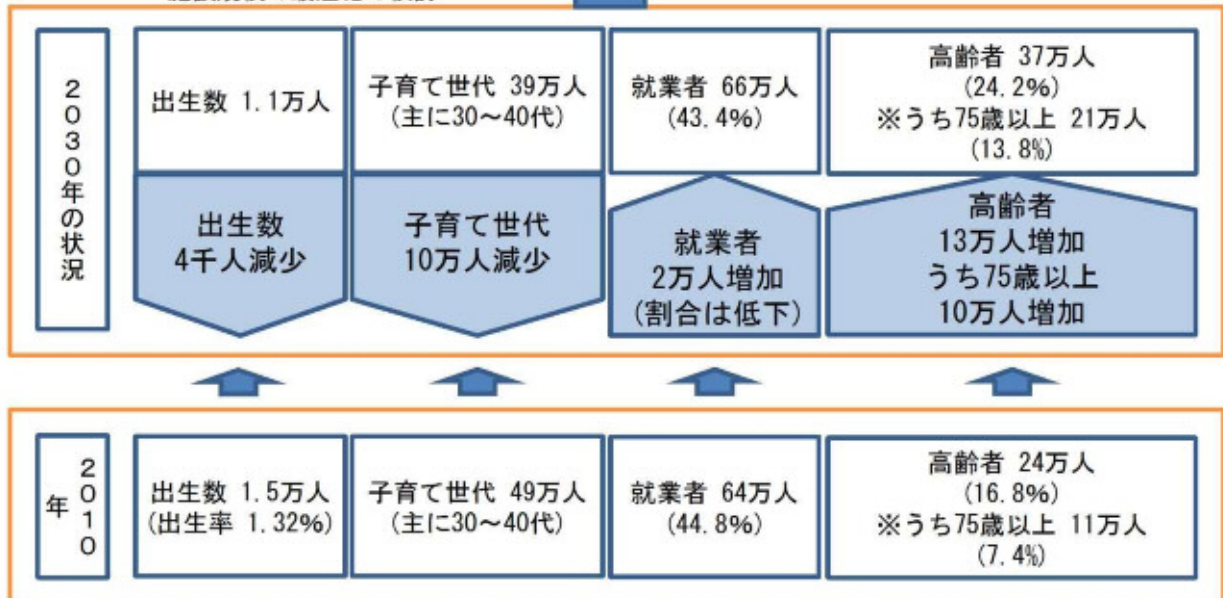
今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に、大きな人口構成の変化が予測されている。



〔少子高齢化などの人口構成の変化への対応のイメージ〕



※改築から再生整備へのシフト、施設規模の最適化の検討



総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画 [政策体系別]

実施計画 [区]

進行管理

## (2) 多様な主体との協働・連携

少子高齢化の進展や経済のグローバル化、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化しています。一方で、地域で活動する住民団体やNPO、CSRに取り組む企業や地域貢献活動を行う大学など、地域の多彩な資源をまちづくりに活かしていくことが、ますます重要となっています。さまざまな地域課題の解決に向けて、多様な主体を地域でコーディネートする取組や、地域人材の発掘・育成、市民の意識啓発など、協働・連携によるまちづくりを進めます。

## (3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

### ① 大都市制度改革の推進

首都圏域の中心的な役割を担う本市は、犯罪捜査などに係る警察事務などの真に広域的なものを除き、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限を担うことにより解決に導くことが、大都市としてあるべき姿と考えます。

一方で、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。

そのため、市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、新たな大都市制度の創設に向けた取組を推進します。

### ② 区役所機能の強化

区役所は、地域が抱える課題を市民の参加と協働により解決する拠点として機能を拡充してきました。身近な市民サービスを市民により近い区役所で提供することを基本としながら、市民が地域で安心して暮らすために必要な、多様な主体の連携をコーディネートする機能の充実など、区役所機能をさらに強化します。

### ③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴う市域を越えたさまざまな課題の解決をはじめ、それぞれの自治体が、お互いの強みと地域資源を活かして発展していくために、柔軟かつ効果的に取り組むことが今後さらに重要となっています。そのため、近隣都市や、相互に強みを活かせる都市と積極的な連携を図り、地域課題の解決や地域活力の醸成などを進めます。

#### (4) 将来を見据えた「自律」による市政運営の推進

社会経済状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに対応して、新たな総合計画を着実に推進するとともに、市民満足度の高い市役所を構築するため、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の確保等を行います。

また、市民目線を基本とした発想の転換により、行政運営のしくみ、手法を自己決定、自己責任で変えていく「自律」への変革に向け、次の基本的な理念と姿勢に基づく行財政改革を推進します。

##### ① 基本理念

###### ●市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行政運営に向け、

- 職員意識の醸成や、ICT（情報通信技術）の活用による効果的な情報発信
- 職員が積極的に現場に足を運ぶことによる市民との課題の共有
- 継続的な情報交換の場の設置

などに取り組むことにより、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

###### ●市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、市民サービスについては、

- 多様な主体との協働・連携や区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- 将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ICTの活用による利便性の向上
- 広域連携や、地方分権改革の推進
- 世代間の受益と負担を考慮した再構築
- 優先順位づけや、当初目的の薄れたものを見直し

などに取り組むことにより、真に必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けます。

###### ●市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員については、

- 新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- 失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- 地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成

などに取り組みます。また、そうした取組を後押しするため、組織につい

ては、

- 日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- 新しいことを受け入れる風土の醸成
- 働きやすい、働きがいのある環境づくり  
などに取り組みます。

**●効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現**

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来的な効果創出も見据え、

- 簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- 債権確保の強化
- 施設の効率的な維持管理や保有量の最適化  
などの効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

**② 改革の実現に向けた基本的な姿勢(「3D改革」の推進)**

職員一人ひとりが、コスト意識や危機意識を持ち、市民目線で日々の業務改善に努めることにより、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

**(5) 健全な財政の運営**

**① 本市を取り巻く財政状況**

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります。

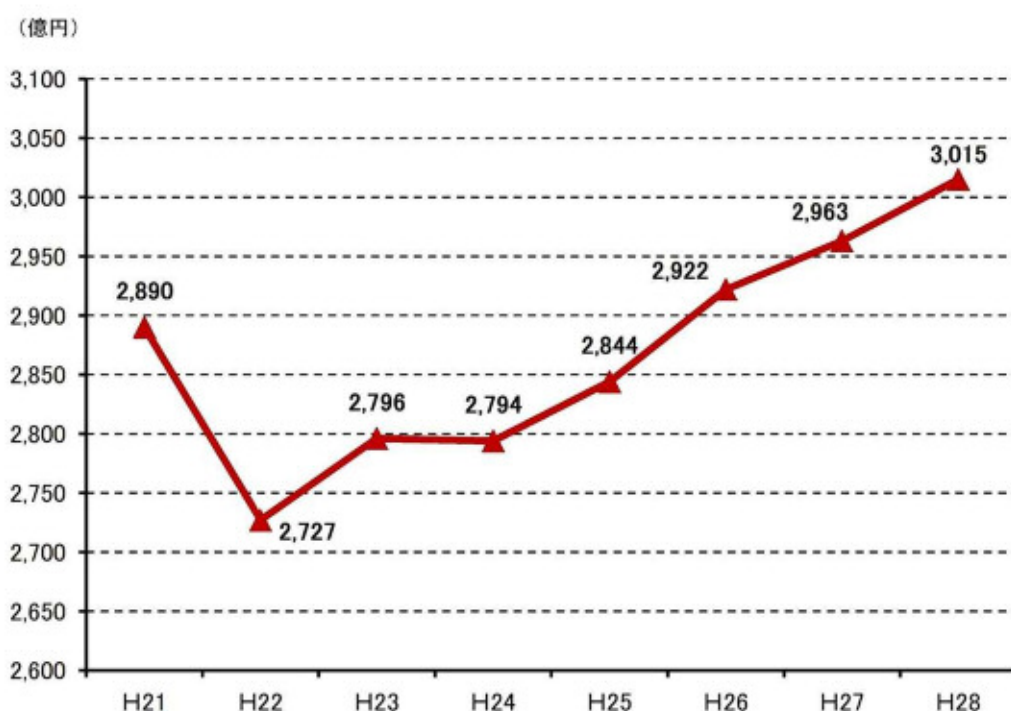
一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費（社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金などを給付する経費）は年々増加し、平成 28(2016)年度には歳出予算の4分の1を超える26.3%に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度700億円を超える規模で推移しています。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22(2010)年度に50%を超えて、平成 28(2016)年度も52.6%に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。



## 市税収入の推移(当初予算)

市税収入については、人口増等を背景として、増加傾向となっている。



## 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移

義務的経費は増加傾向にあり、歳出予算の50%を超えて財政の硬直化が進んでいる。



総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

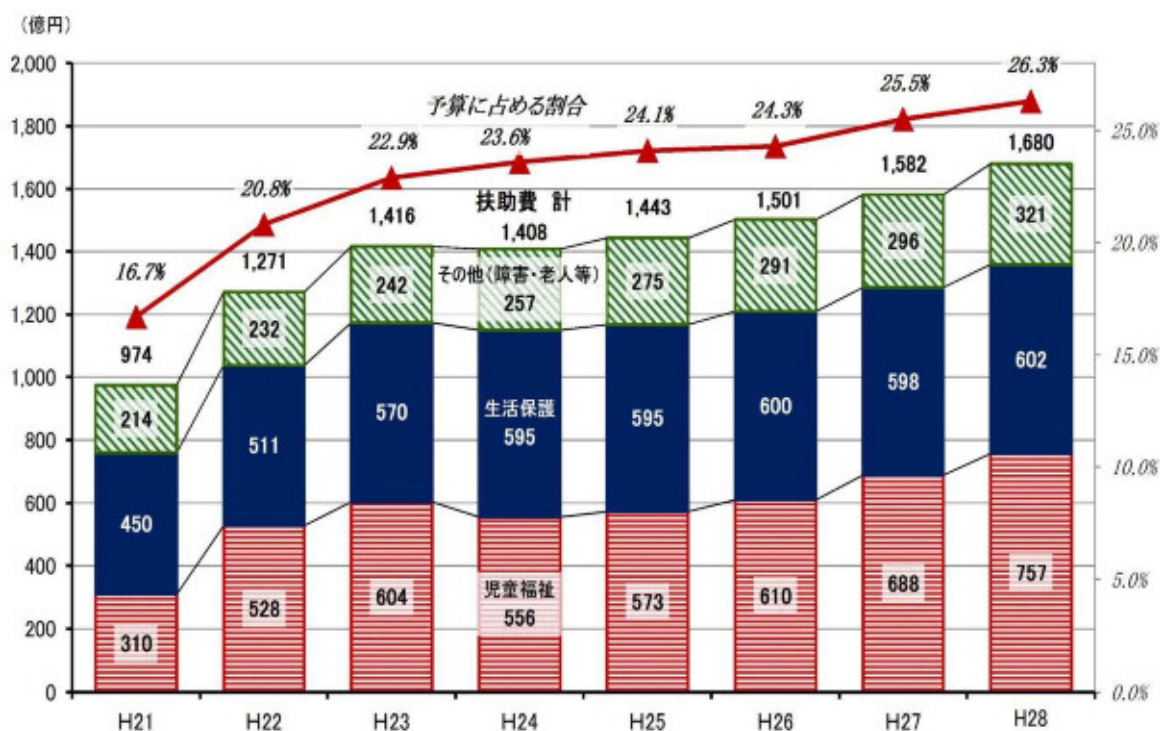
実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理

## 扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移

扶助費は、平成28年度には歳出予算の4分の1を超え、26.3%に達している。



### ② 収支不足への対応

行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24(2012)・25(2013)・26(2014)年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金（将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金）から新規借入を行いました。

また、平成 27(2015)・28(2016)年度においても、市税等が経済成長などにより堅調に増加する一方、地方交付税（税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの）及び臨時財政対策債（地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債）が大幅に減少した影響や、法人市民税の一部国税化による減収の影響が続く中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとしています。

今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより財政需要が増加することから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

### ③ 今後の財政運営の基本的な考え方

①②のような厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

#### 1 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

#### 2 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

#### 3 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、計画的に返済を行います。

#### 4 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

#### 5 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

##### ●取組目標

##### ・継続的な収支の均衡

平成31年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行い、その後においても、継続的な収支均衡を図ります。

##### ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

#### ・減債基金借入金の計画的な返済

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

※「収支フレーム」においては、財政状況を勘案して、平成34年度以降20億円を仮計上していますが、毎年度の予算編成や決算の中で可能な限り返済額の増額に努めていきます。

#### ●財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

#### 〔収支状況〕

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

- ・実質赤字比率・【普通会計】赤字とならないこと（H26決算 赤字となっていない）
- ・連結実質赤字比率・【全会計】赤字とならないこと（H26決算 赤字となっていない）

#### 〔財政構造の弾力性〕

- ・経常収支比率・【普通会計】97%以下（H26決算 99.7%）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

- ・市税収入に対する義務的経費の割合・【普通会計】100%以下（H26決算 106.7%）
- 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

#### 〔将来負担〕

- ・プライマリーバランス・【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保  
(H17決算以降 黒字)

過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの

- ・市民一人あたり市債残高・【普通会計】指定都市平均以下  
(H26決算 587,788円、指定都市平均 631,072円)

将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

- ・実質公債費比率・【普通会計】18%未満（H26決算 8.2%）

将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

- ・将来負担比率・【普通会計】400%未満（H26決算 115.3%）

市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

- ・将来負担返済年数・【普通会計】中長期的に低減（H26決算 18.4年）

将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

〔企業会計等の経営健全化〕

- ・ **基準外繰出金** ・ 【普通会計】 縮減・ 規律の確保（H26 決算 前年から縮減）  
各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの
- ・ **資金不足比率** ・ 【企業会計】 資金不足を生じないこと  
（H26 決算において、1 会計で資金不足）  
企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの
- ・ **負債比率** ・ 【全会計・ 出資法人】 中長期的に低減（H26 決算 34.5%）  
連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

**6 今後の予算計上（歳出）の考え方**

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

- **計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）**  
新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。
- **計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）**  
これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。
- **基礎的な投資的経費**  
公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。
- **一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む）**  
社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。
- **公債費（諸費を除く）**  
投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。
- **管理的経費**  
庁用経費、施設管理経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。
- **政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く）**  
直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

## 7 行財政改革の取組

「新たな総合計画」に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

行財政改革による計画期間内の取組について、「収支フレーム」に反映したものは、次のとおりです。(各年度の取組内容の効果を、翌年度予算に反映します。)

〈改革の取組 一般会計の効果額〉

(単位 億円)

	H28 予算	H29 見込	H30 見込
①債権確保策の強化	14	10	10
②財産の有効活用	3	3	3
③組織の最適化(人件費の見直し)	23	28	33
④その他(市役所内部改革や市民サービスの再構築等)	5	5	5
合計	45	46	51

※②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

### 〈資料〉 収支フレーム【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、平成28年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」の平成28年度以降の取組を反映して、算定しています。

また、「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後、5年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行ってまいります。市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、「新たな総合計画」の実施計画の改定時などにおいて、適宜、見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応してまいります。

○川崎市将来人口推計【H26(2014)年8月】

(単位 人)

10月1日現在	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)
総数	1,425,500	1,471,400	1,503,500	1,515,700	1,522,000
0~14歳	187,400	190,900	186,400	172,800	158,100
15~64歳	998,500	987,400	994,300	1,002,400	995,300
65歳以上	239,600	293,100	322,800	340,500	368,600

○中長期の経済財政に関する試算【H27(2015)年7月】

(単位 %程度)

年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
経済再生 ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	2.7	3.9	3.5	3.6	3.7	3.7
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	3.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ベースライン ケース	名目成長率	1.6	2.9	2.9	1.5	2.0	1.3	1.3	1.3	1.3
	消費者物価	2.9	0.6	1.6	2.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

#### 【今後の収支見通し算定の前提条件】

平成28年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

##### 1 歳入

- ・市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向等を勘案
- ・地方消費税交付金は、平成29年4月の消費税率10%への引上げを前提

##### 2 歳出

原則として、平成28年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しているが、**今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上**

- ・投資的経費 「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として平成28年度予算と同額で計上
- ・公債費 投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上
- ・管理的経費 原則として平成28年度予算と同額で計上
- ・政策的経費 これまでの推移や対象人口の推移等を基に計上

\* 歳入・歳出とも、平成29年4月に予定されている県費負担教職員の移譲影響額を反映しています。

## 収支フレーム（平成 28～32 年度） 【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、平成 28～32 年度の 5 年間で「収支フレーム」と位置づけ、その後の平成 33～37 年度の 5 年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

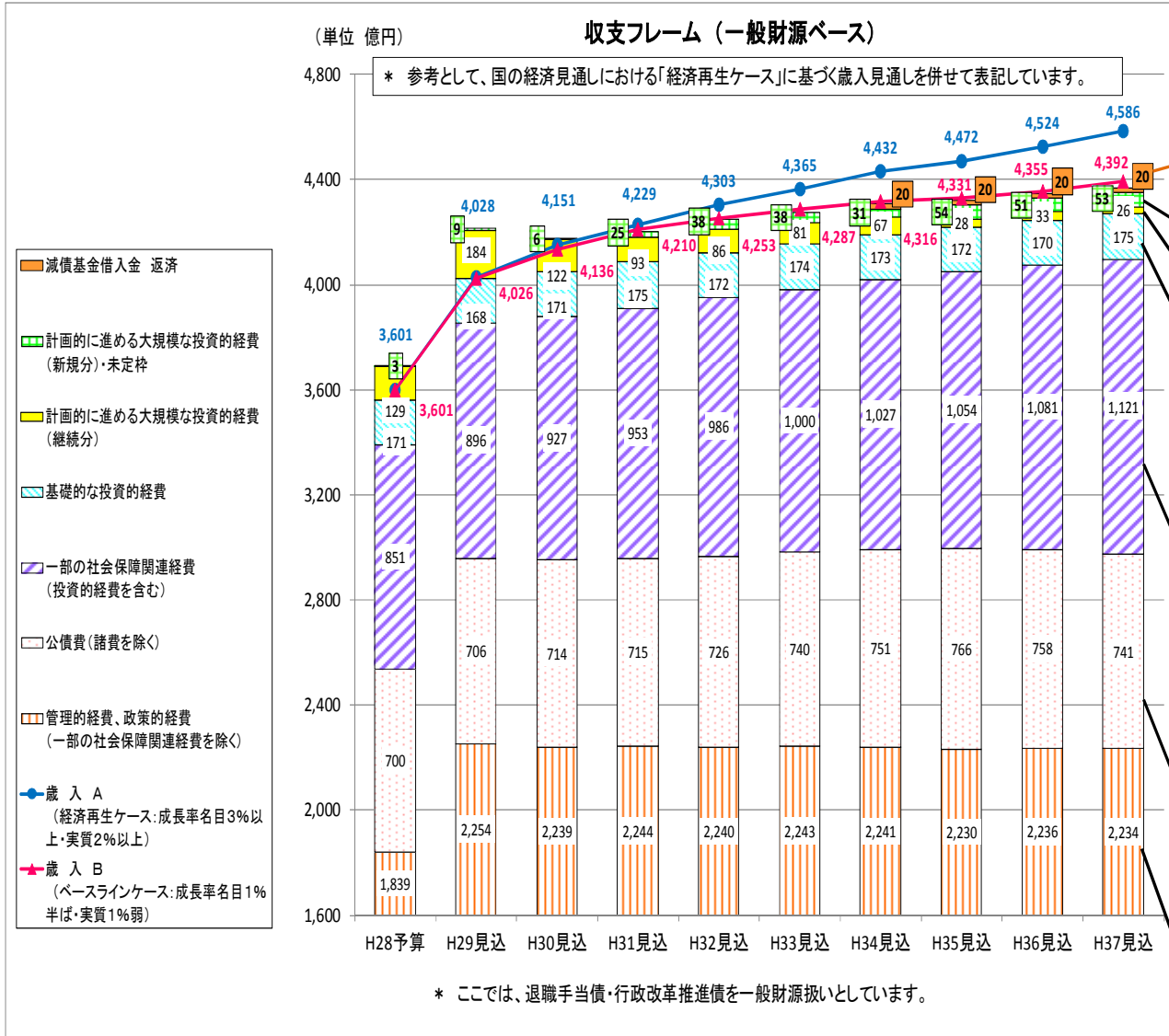
- \* 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。
- \* 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。
- \* 歳入・歳出とも、平成 29 年 4 月に予定されている県費負担教職員の移譲影響額を反映しています。

(単位 億円)

	収 支 フ レーム					収 支 見 通 し				
	H28 予算	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込	H33 見込	H34 見込	H35 見込	H36 見込	H37 見込
市税	3,015	3,474	3,523	3,597	3,647	3,678	3,716	3,767	3,788	3,841
地方消費税交付金	232	246	318	319	313	317	319	323	327	331
地方譲与税・その他の県交付金	118	107	106	105	104	103	102	102	101	101
普通交付税・臨時財政対策債	10	10								
その他一般財源	141	99	99	99	99	99	99	99	99	99
退職手当債	20	20	20	20	20	20	20	0	0	0
行政改革推進債	65	70	70	70	70	70	60	40	40	20
歳入合計	3,601	4,026	4,136	4,210	4,253	4,287	4,316	4,331	4,355	4,392
減債基金借入金 返済							20	20	20	20
投資的経費	303	361	299	293	296	293	271	254	254	254
未定枠								47	47	49
大規模な投資的経費(新規分)	3	9	6	25	38	38	31	7	4	4
大規模な投資的経費(継続分)	129	184	122	93	86	81	67	28	33	26
基礎的な投資的経費	171	168	171	175	172	174	173	172	170	175
一部の社会保障関連経費	851	896	927	953	986	1,000	1,027	1,054	1,081	1,121
高齢者福祉	268	287	301	316	333	349	368	387	408	442
障害者福祉	180	186	194	197	209	202	205	207	210	212
生活保護	147	150	152	153	155	156	158	160	161	163
保育事業(待機児童対策)	221	236	243	250	252	256	259	263	265	267
小児医療費助成	35	37	37	37	37	37	37	37	37	37
公債費(諸費を除く)	700	706	714	715	726	740	751	766	758	741
管理的経費・政策的経費	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240	2,243	2,241	2,230	2,236	2,234
職員給与費	827	1,220	1,197	1,197	1,200	1,200	1,196	1,194	1,202	1,196
管理的経費	398	402	403	403	403	403	407	397	397	397
中学校給食(PFI分)		13	22	22	22	22	22	22	22	22
政策的経費	614	619	617	622	615	618	616	617	615	619
歳出合計	3,693	4,217	4,179	4,205	4,248	4,276	4,310	4,324	4,349	4,370
収 支	▲ 92	▲ 191	▲ 43	5	5	11	6	7	6	22

H28年度税制改正による減収影響額	—	△ 7	△ 23	△ 16	△ 17	△ 18	△ 18	△ 19	△ 19	△ 20
法人市民税 国税化等 (影響拡大分)	—	△ 6	△ 9	△ 4	△ 5	△ 6	△ 6	△ 7	△ 7	△ 8
地方消費税交付金 (軽減税率)	—	△ 1	△ 14	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12	△ 12
施策調整・事務事業の見直しなどによる 今後の要調整額(収支改善額)	—	7	23	11	12	7	12	12	13	—
減債基金からの新規借入 想定額	92	191	43	0	0	0	0	0	0	0

- \* H28年度税制改正大綱(H27.12.16公表)により、新たな減収影響が見込まれることとなりましたが、こうした影響や市民ニーズ・社会経済状況の変化等に伴う今後の財政状況への影響については、毎年度の予算等において、施策調整や事務事業の見直しなどを行い、収支不足の解消に努めていきます。



		（単位 億円）												
		H28予算	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込	H35見込	H36見込	H37見込			
<b>歳 出</b>		3,693	4,217	4,179	4,205	4,248	4,276	4,310	4,324	4,349	4,370			
	減債基金借入金 返済			財政状況を勘案して、20億円を仮計上							20	20	20	20
投資的 経 費	計画的に進める大規模な投資的経費 （新規分）・未定枠	3	9	6	25	38	38	31	54	51	53			
	計画的に進める大規模な投資的経費 （継続分）	129	184	122	93	86	81	67	28	33	26			
	基礎的な投資的経費	171	168	171	175	172	174	173	172	170	175			
	一部の社会保障関連経費 （投資的経費を含む）	851	896	927	953	986	1,000	1,027	1,054	1,081	1,121			
	公債費（諸費を除く）	700	706	714	715	726	740	751	766	758	741			
	管理的経費、政策的経費 （一部の社会保障関連経費を除く）	1,839	2,254	2,239	2,244	2,240	2,243	2,241	2,230	2,236	2,234			
<b>歳 入 A</b> （経済再生ケース：成長率名目3%以上・実質2%以上）		3,601	4,028	4,151	4,229	4,303	4,365	4,432	4,472	4,524	4,586			
<b>収 支 A</b>		▲ 92	▲ 189	▲ 28	24	55	89	122	148	175	216			
<b>歳 入 B</b> （ベースラインケース：成長率名目1%半ば・実質1%弱）		3,601	4,026	4,136	4,210	4,253	4,287	4,316	4,331	4,355	4,392			
<b>収 支 B</b>		▲ 92	▲ 191	▲ 43	5	5	11	6	7	6	22			

**\* 減債基金借入金 想定額：平成 27 年度末 139 億円、平成 30 年度末 465 億円（ベースラインケース）**

平成 31 年度には、収支均衡が見込まれますが、経済成長等により歳入が堅調に推移した場合でも、当面は、収支不足への対応として減債基金からの借入が想定されること、社会経済環境の変化が市税等の歳入にも大きな影響を及ぼすことなどから、本市の財政は、決して楽観視できる状況にはありません。



◎減債基金借入金の返済について

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入はあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。  
 (「収支フレーム」においては、財政状況を勘案して、平成 34 年度以降 20 億円を仮計上しています。)

計上の考え方

計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）・未定枠

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。  
 \*平成 35 年度以降、現時点では使途を決定していない 50 億円程度/年の未定枠を計上

改革の取組

計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

【歳入】

- ・債権確保策の強化
- ・受益者負担の適正化
- ・資産の有効活用など

基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

【投資的経費】

- ・施設の長寿命化
- ・資産保有の最適化
- ・効率的・効果的な施設整備手法の活用など

一部の社会保障関連経費等

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

<内訳>

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、保育事業（待機児童対策）、小児医療費助成

\*投資的経費に分類される保育所整備補助金等を含む

【社会保障関連経費】

- ・自立支援・学習支援
- ・サービスの再構築
- ・社会保障関連施設の民間譲渡など

公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

【公債費】

- ・適正な市債残高管理
- ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

管理的経費、政策的経費

管理的経費について、効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るとともに、政策的経費についても、事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

<内訳>

職員給与費、施設管理運営費、防災・教育・環境・産業振興・スポーツ振興・文化振興等のソフト系事業、中学校給食推進事業（PFI分）など

\*平成 29 年度の県費負担教職員の移譲影響額を反映済

【管理的経費、政策的経費】

- ・民間活用
- ・協働・連携
- ・組織の最適化
- ・ICTの活用など





## II

# 基本構想



## ■ 川崎市基本構想

### I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。震災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

## Ⅱ めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

### Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

#### 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

#### 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

#### 3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

#### 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

#### 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。





# Ⅲ

# 基本計画



## ■ 川崎市基本計画

### I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

### II 目標年次及び計画の位置づけ

平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

### III 「政策」の基本方向

#### 基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

##### 政策1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

##### 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる

道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

### 政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るといった大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

### 政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

### 政策 1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

### 政策 1-6 市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

## 基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

### 政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

### 政策 2-2 未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

### 政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

## 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

### 政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

### 政策 3-2 地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組めます。

### 政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

## 基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

### 政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

### 政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性

のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでもICTを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

#### 政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

#### 政策 4-4 臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

#### 政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

#### 政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住

まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

#### 政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

#### 政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

#### 政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでな



く、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

## 基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

### 政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

### 政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。





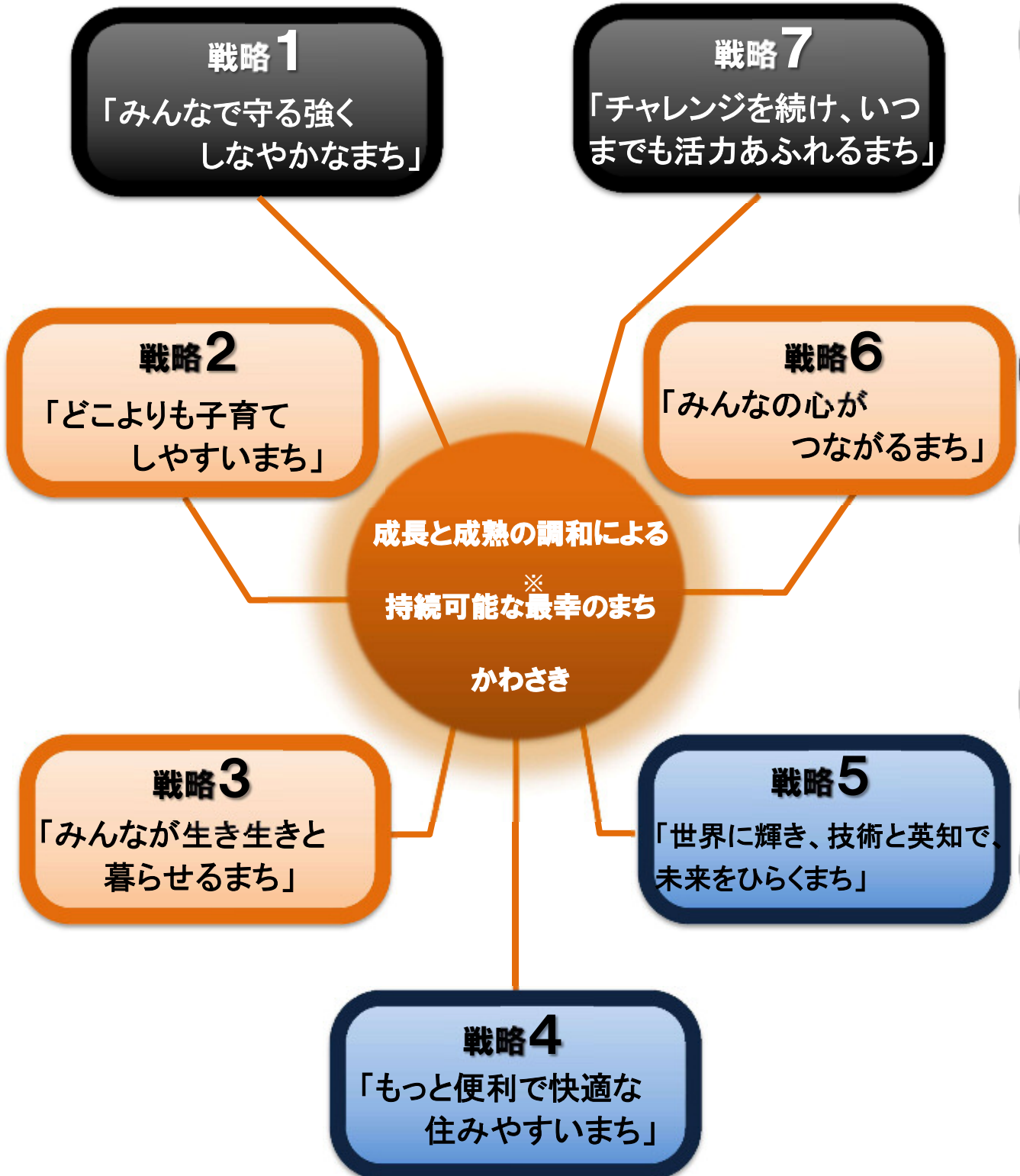
**IV**

# かわさき 10 年戦略



# かわさき10年戦略

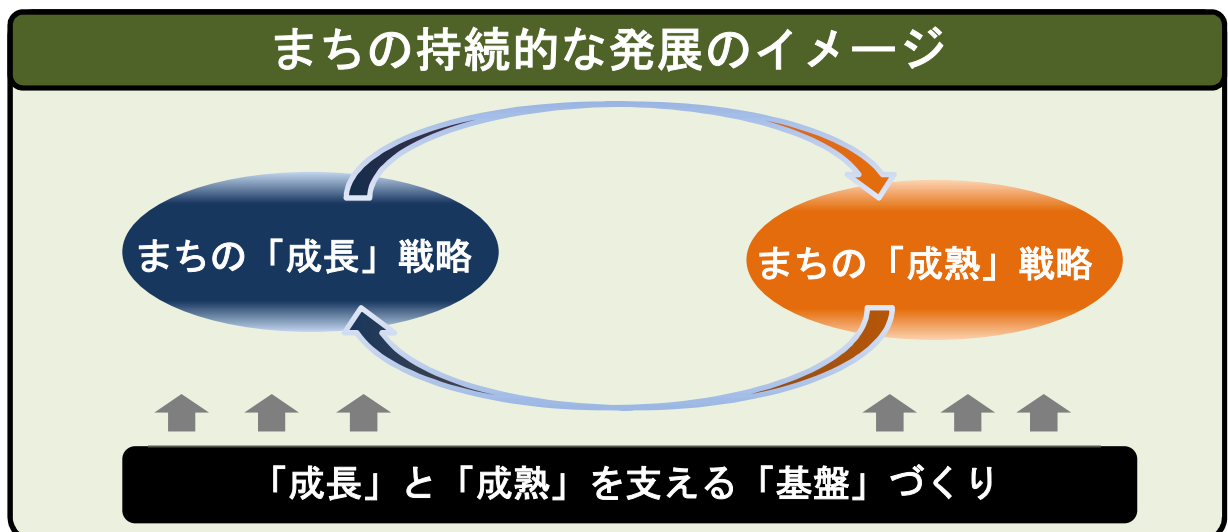
～成長と成熟のまちに向けて～



※「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

# 1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方

- 少子高齢化の急速な進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる厳しい状況の中にあっても、予想される厳しい状況をそのまま受け入れるのではなく、効果的な取組の積み重ねにより、その影響を出来る限り緩和しながら、本市の将来にわたる発展に向けて、チャレンジし続けていくことが重要です。
- 総合計画における具体的な取組は、実施計画の中で定めていきますが、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現するためには、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った戦略が必要となります。
- そのため、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちになっていくための戦略とともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させる戦略を積極的に進めていきます。
- さらに、産業・経済・まちづくり等の活性化による「成長」は、市税収入の増加をはじめとして本市財政にも好影響を与えることから、市民生活の向上を通じてまちの「成熟」につながるとともに、「成熟」した市民の力は、新たな産業や文化・スポーツ・地域活動の振興の源泉となり、更なる「成長」を促します。
- この戦略は、こうした「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざして、好循環を支える「基盤」づくりとあわせて、その考え方と、現時点で想定する主な取組をまとめたものです。



## 2 中長期的な課題と戦略との関係等について

- 左ページの基本的な考え方に沿って、「総論」に示した、少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な課題を踏まえるとともに、本市のポテンシャルとチャンスを活用しながら7つの戦略を設定し、実施計画における具体的な施策・事業を推進していきます。
- 設定した戦略は実施計画のローリングにあわせて見直しを行うとともに、位置づけた施策・事業については、取組の状況等を踏まえて、毎年機動的に推進していきます。

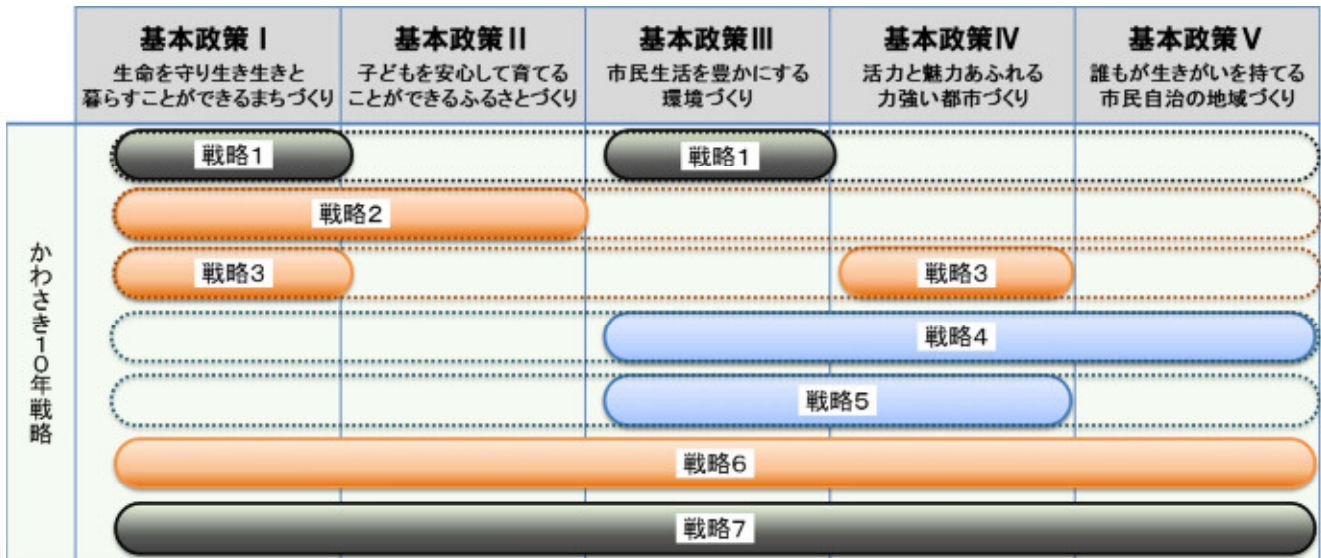
総論  
基本構想  
基本計画  
10年戦略  
実施計画【政策体系別】  
実施計画【区】  
進行管理

### 中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ

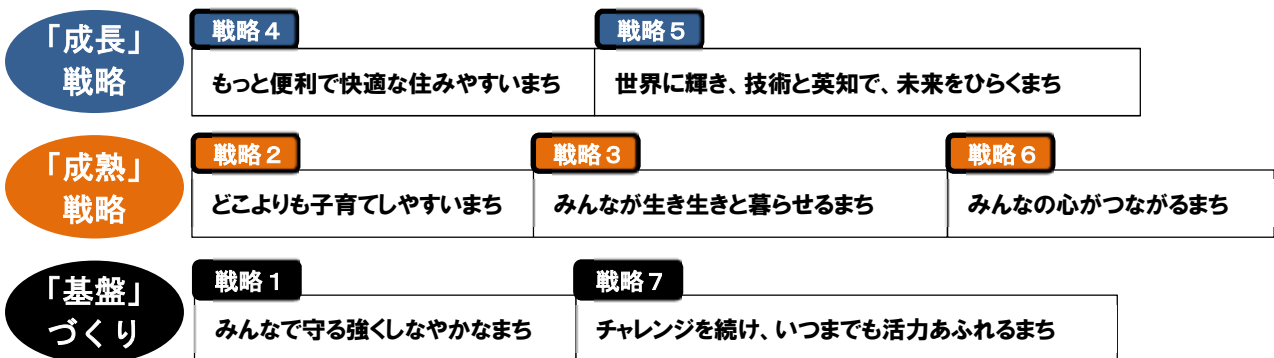


### 3 「かわさき10年戦略」と「政策体系」の関連イメージ

- 「かわさき10年戦略」は、中長期的かつ政策を横断する視点で設定しているため、政策体系を横断する考え方ですが(下図の点線部分)、行程表で具体的に示す主な施策との関連性を示すと下図のようになります。



### 4 「かわさき10年戦略」のメニュー



### 5 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略

- この「かわさき10年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「成長」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「成熟」、成長と成熟の好循環を支える「基盤」づくりの3つの視点で、7つの項目を設定しました。
- 各戦略では、戦略の目標や、目標を達成するための大まかな行程を明らかにしています。



戦略1

「基盤」

「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

国土強靱化に向けた取組、災害時の拠点となる本庁舎等の建替えなど

戦略2

「成熟」

「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

待機児童対策の推進、中学校完全給食の実施、地域の寺子屋 など

戦略3

「成熟」

「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

総合的なケアの推進、健康寿命の延伸 など

戦略4

「成長」

「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

広域拠点・地域生活拠点等の形成、交通網の整備 など

戦略5

「成長」

「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

イノベーションの推進、臨海部の活性化、水素戦略の推進 など

戦略6

「成熟」

「みんなの心がつながるまち」をめざす

オリンピック・パラリンピックに向けた取組、シティプロモーション など

戦略7

「基盤」

「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

「行政改革」の推進、「健全な財政運営」

総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理

- ・次ページ以降の各戦略の行程表における「H●●」は「平成●●年度」を意味しています。
- ・行程表の内容は、今後の取組の進捗等により、変更する場合があります。
- ・行程表内の「1-1-1」などの表記は、政策体系別計画の主な対応施策を表しています。(P86参照)

「基盤」

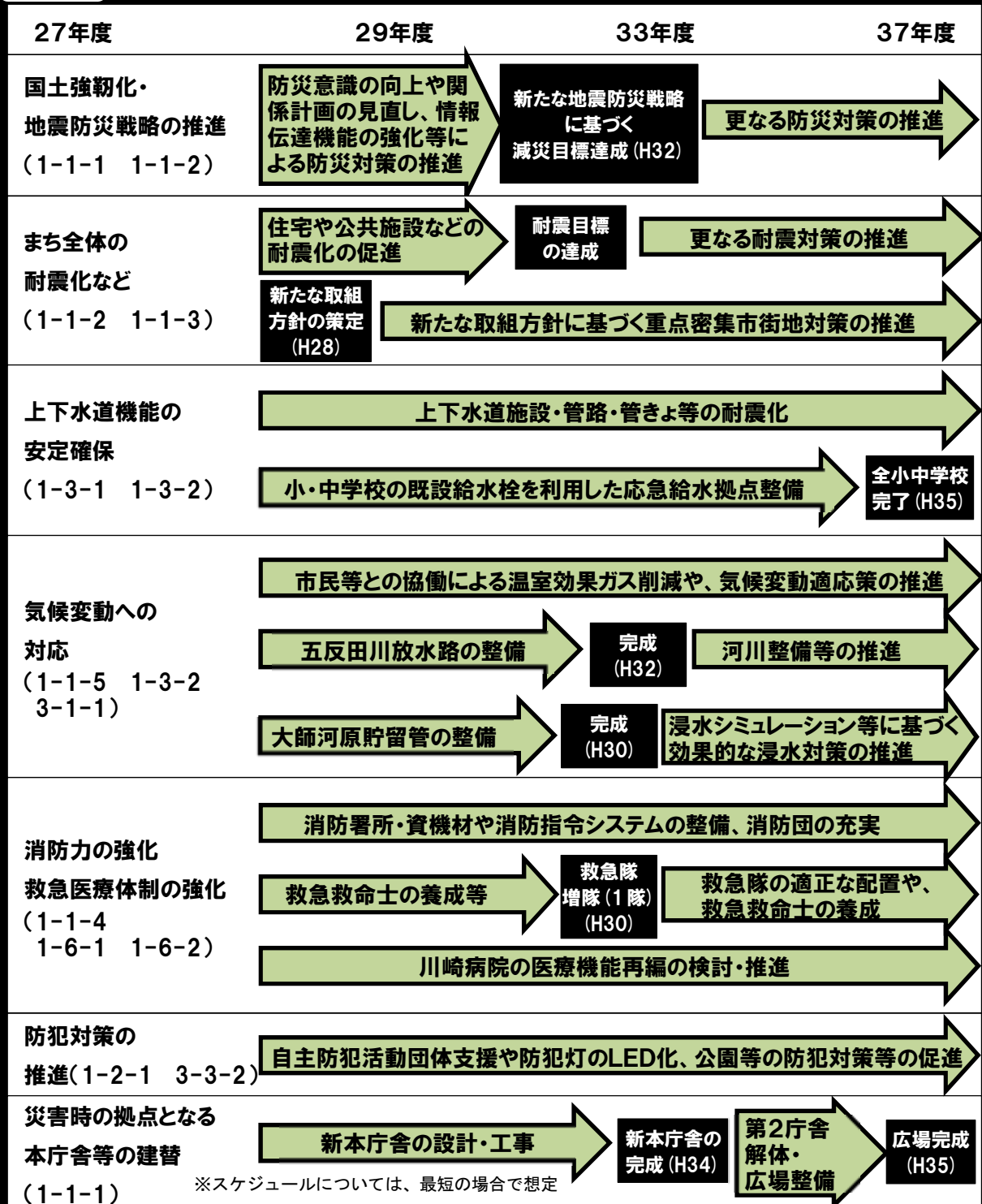
戦略1

「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

目標

いつ起こるか分からない地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えるとともに、日常生活を安心して過ごせる環境づくりを推進し、中長期的な視点で気候変動にも的確に対応しながら、いつでも安心して暮らせる、しなやかなまちをめざします。

行程表



※スケジュールについては、最短の場合で想定

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画  
【政策体系別】

実施計画  
【区】

進行管理

戦略2

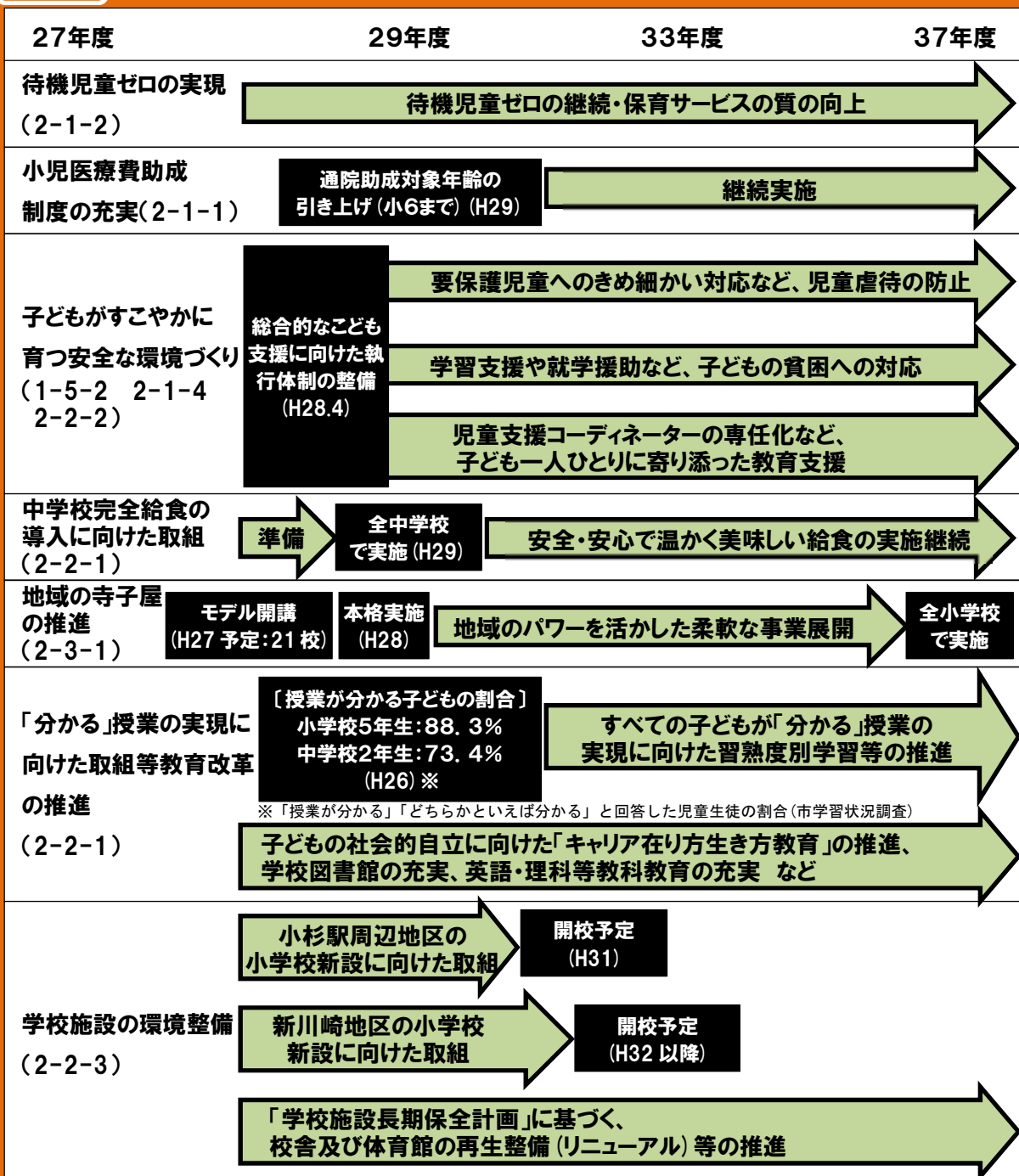
「成熟」

「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

目標

待機児童対策の継続的な推進や、中学校完全給食の導入など、子どもを育てやすい環境をつくるとともに、地域の寺子屋を増やし、シニアパワーを活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。こうした取組により、子どもが安全な環境ですこやかに育つとともに、女性が生き生きと輝き、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

行程表



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画 [政策体系別]
- 実施計画 [区]
- 進行管理

戦略3

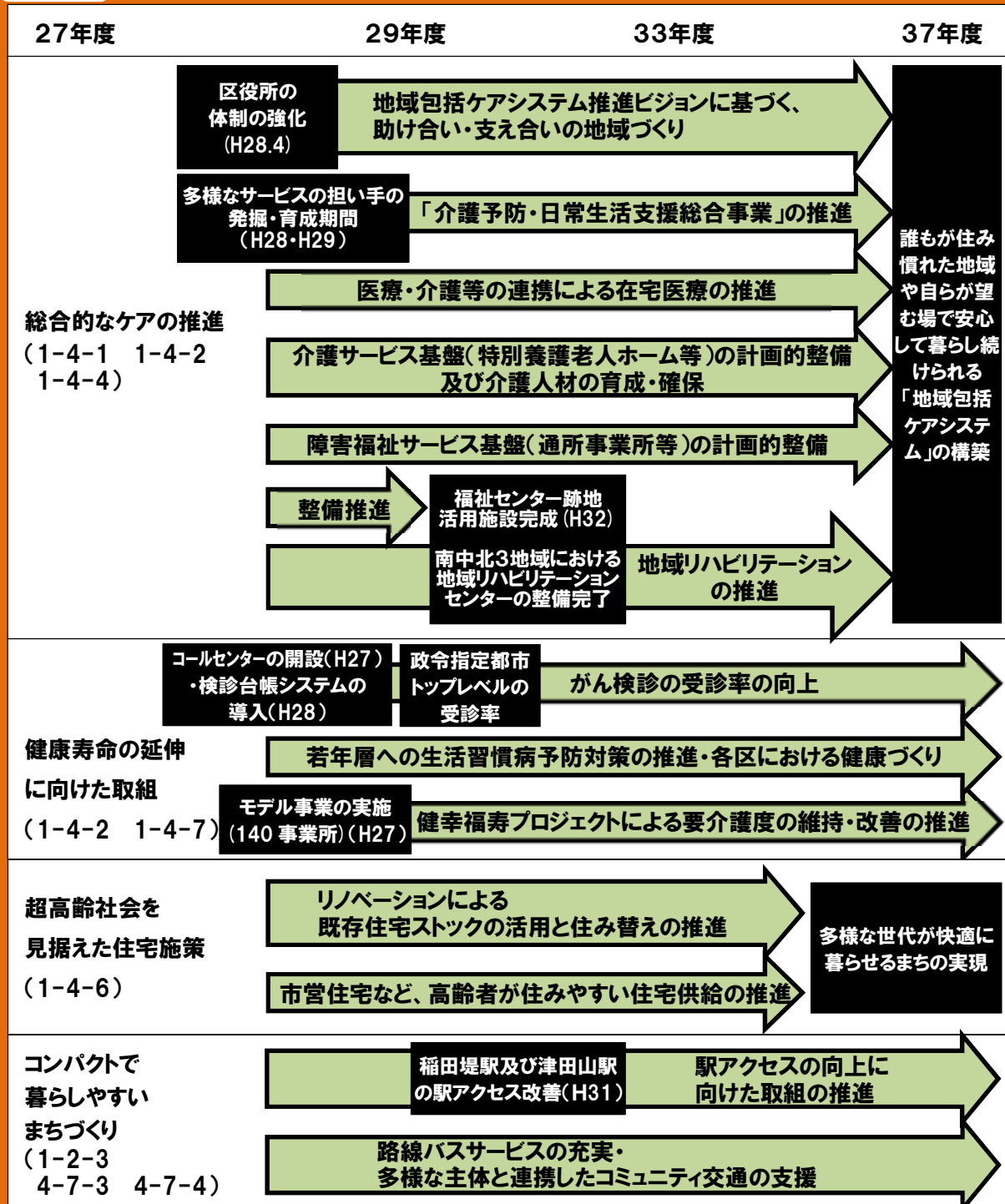
「成熟」

「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

目標

急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防を充実することなどで、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくり、生き生きと暮らせるまちをめざします。

行程表



戦略4

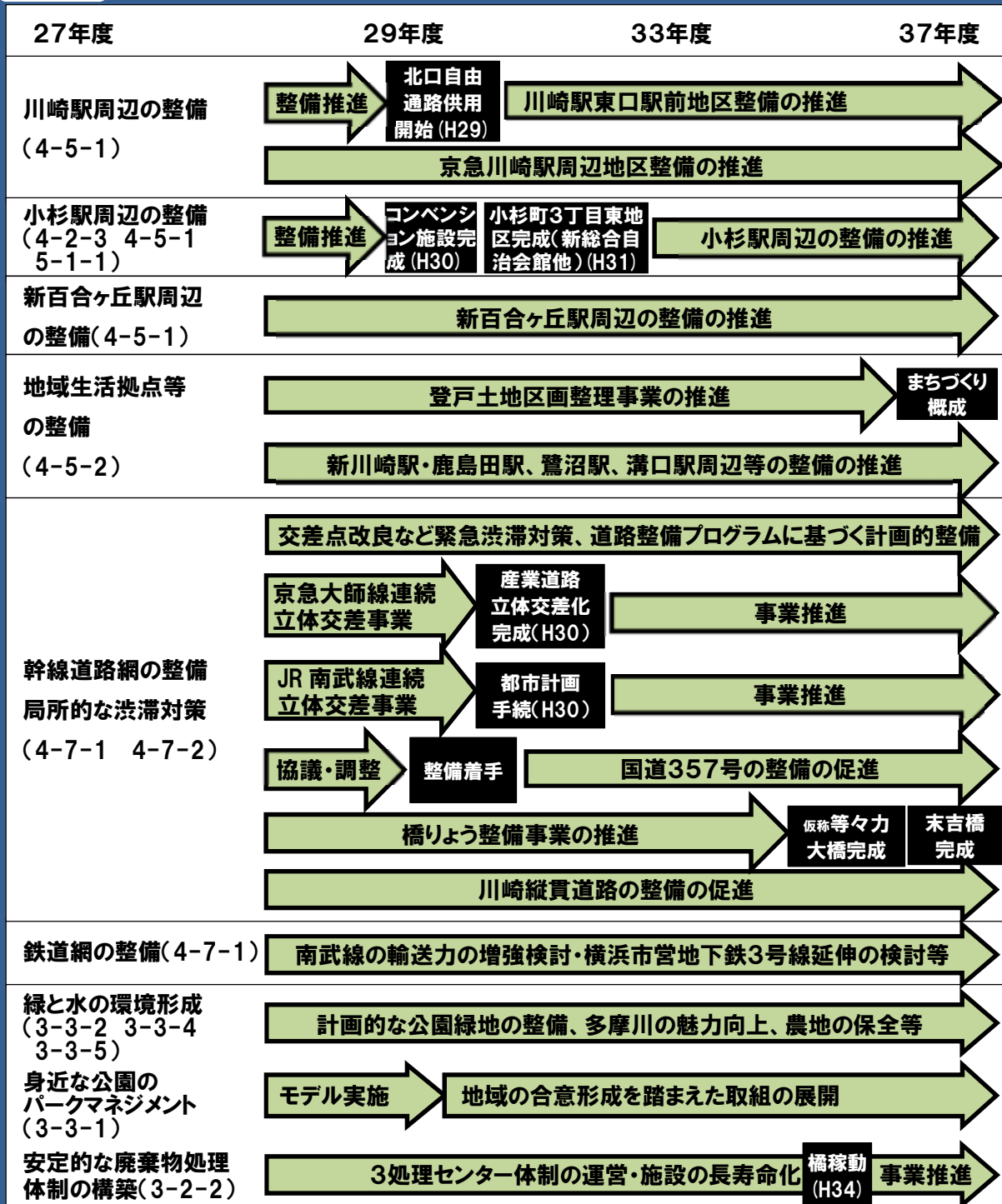
「成長」

「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

目標

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市計画道路の整備や交差点の改良など、交通渋滞を解消し、便利でうるおいのある、環境に配慮した住みやすいまちをめざします。

行程表



総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理

戦略5

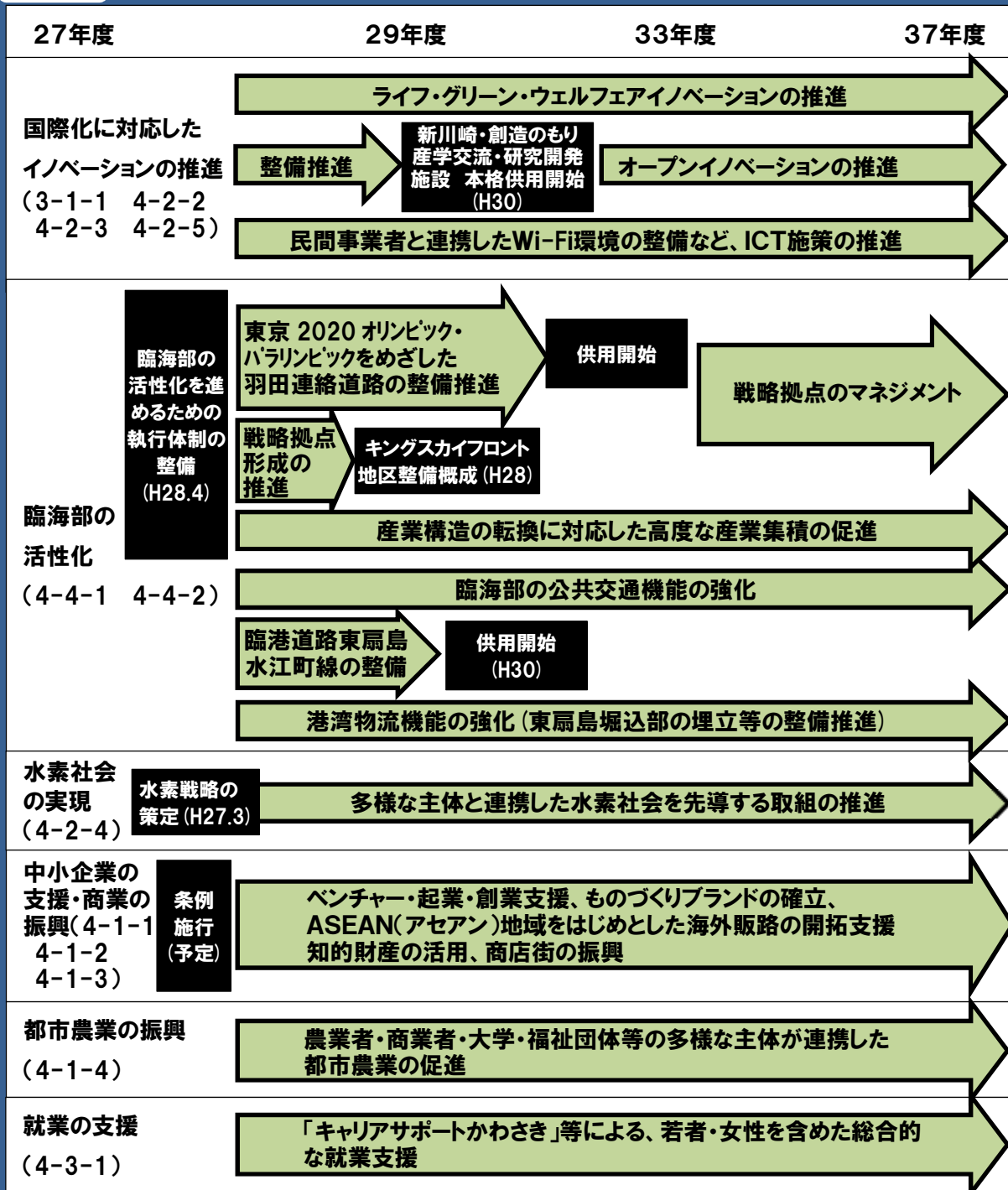
「成長」

「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

目標

本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、成長が続くアジアをはじめとした、世界で輝き、環境と産業が調和した、未来をひらくまちをめざします。また、頑張る中小企業や商店街等を応援し、活気にあふれる元気なまちづくりを進めます。

行程表



総論

基本  
構想

基本  
計画

10年  
戦略

実施  
計画  
【政策体  
系別】

実施  
計画  
【区】

進行  
管理

戦略6

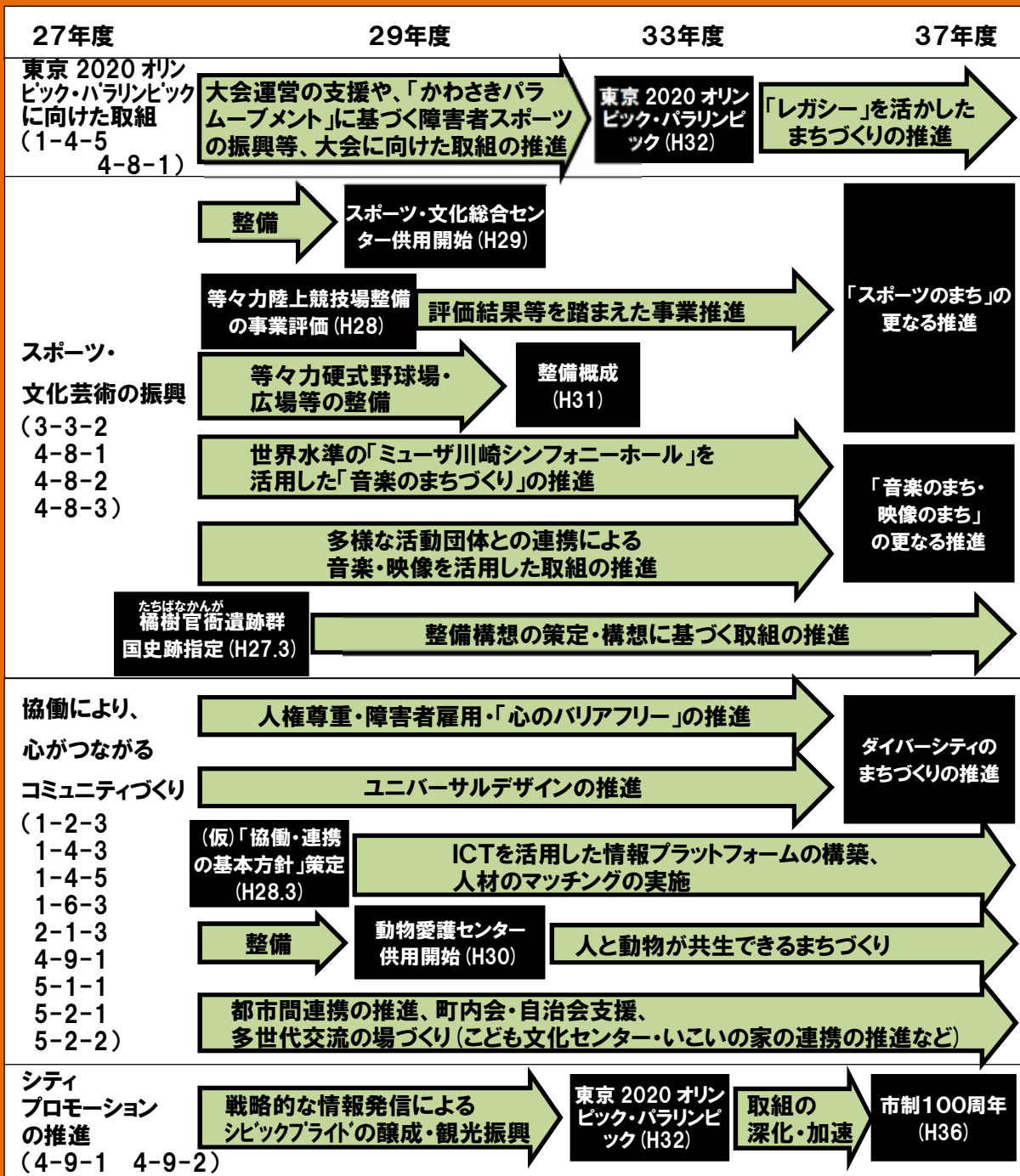
「成熟」

「みんなの心がつながるまち」をめざす

目標

東京 2020 オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を推進するなど、障害者や高齢者等、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、まちに愛着や誇りを持てるよう、本市の魅力をブランド化し、分かりやすく伝えていくことで、市民の心をひとつにしていきます。

行程表



- 総論
- 基本構想
- 基本計画
- 10年戦略
- 実施計画 [政策体系別]
- 実施計画 [区]
- 進行管理

戦略7

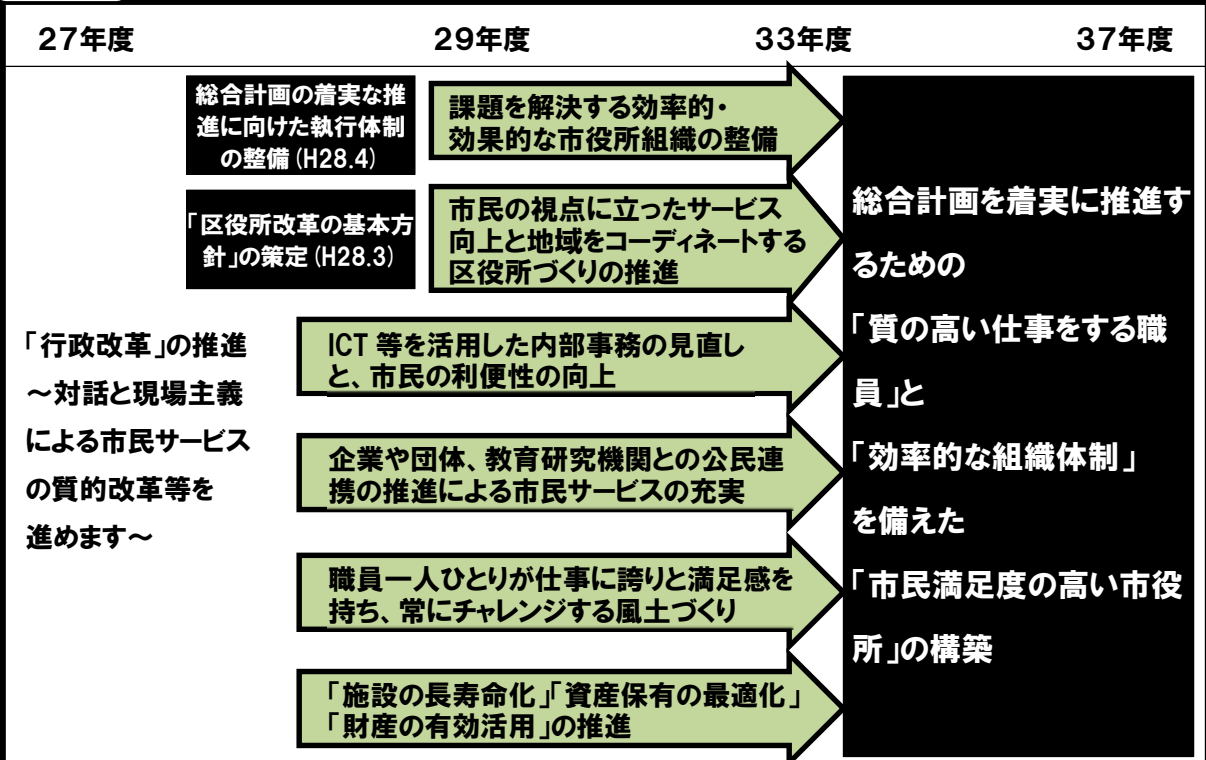
「基盤」

「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

目標

厳しい財政状況が続く中、創意工夫して今あるものを最大限に活かすため、市役所全体の質的な向上をめざします。また、中長期的な視点により、市の資産や債務を適正に管理する資産マネジメントや財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりをめざします。

行程表



「行政改革」の推進～対話と現場主義による市民サービスの質的改革等を進めます～

「健全な財政運営」～少子高齢化の進展を見据えて将来の負担を適正な水準に保ちながら必要な市民サービスの提供と投資を行います～

◎「今後の財政運営に関する基本的な考え方」に基づく財政運営

- 効率的・効果的な事業執行の推進
- 財源確保に向けた取組の推進
- 将来負担の抑制
- 「収支フレーム」に沿った財政運営
- 財政運営の「取組目標」の設定
  - ・継続的な収支の均衡
  - ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保
  - ・減債基金借入金の計画的な返済
- 財政指標による財政状況の的確な把握

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画【政策体系別】

実施計画【区】

進行管理





V

# 実施計画

# 実施計画について

## 1 実施計画の趣旨

実施計画は、基本構想に掲げる「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の実現に向けて、計画期間に取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した計画です。

## 2 計画の期間

計画の期間は、平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度までの2か年とします。

## 3 計画の構成

### (1) 政策体系別計画

基本構想に掲げる5つの基本政策ごとに、基本計画に基づく23の政策の方向性に沿って、それぞれの施策の現状と課題を明らかにした上で、計画期間内に取り組む事業内容及び目標、指標を示しています。

**基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり**

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確保に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは防災や避難の大規模な災害や、世界的規模で発生する気候変動による影響など、安全が脅かされるような自然災害が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の命や財産や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、経済的負担に受けても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立生活を営むことができ、住みやすい地域社会が実現でき、安心して暮らすための生活基盤と安心なまちづくりを進めます。

**政策の体系**

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策1-1 災害から生命を守る
- 政策1-2 防災に備えるまちづくり
- 政策1-3 水の安全、水供給・質を高める
- 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつくり直しをつくる
- 政策1-5 誰もが暮らしを営める
- 政策1-6 市民の暮らしを守る

**政策1-1 災害から生命を守る**

**政策の方向性**

- ① 都市部では自然災害による被害が頻発し、都市防災は人命、財産の確保など、いつ、どこかで起こる可能性がある。多岐にわたる災害に備え、減災の取組を進め、災害時の被害を最小化する。
- ② 自然災害による被害の軽減を図るため、大規模な災害に備え、災害時の被害を最小化する。また、防災意識の向上を図り、防災文化の醸成を図る。また、防災文化の醸成を図る。また、防災文化の醸成を図る。

**市民の実績指標**

市民の実績指標の名称	現状	目標
防災に関する市民の防災意識の向上率	15.6%	25%以上

**指標の体系**

政策1-1 災害から生命を守る

- 指標1-1-1 災害・危機管理に関する市民の意識
- 指標1-1-2 地域の主体的な防災活動の推進
- 指標1-1-3 防災文化の醸成に関する市民の意識
- 指標1-1-4 防災文化の醸成に関する市民の意識
- 指標1-1-5 安全・安心な暮らしを守る市民の意識

### (2) 区計画

7つの区ごとに、その地域特性を踏まえて区の現状と主な課題をまとめるとともに、まちづくりの方向性や、計画期間に推進する主要な取組を示しています。

また、「“それいいね”が広がるまちづくりに向けて」として、市民の参加と協働の取組や、地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組など、それぞれの区で”キラリ”と光る取組を紹介しています。

**川崎市**

**川崎市の概要**

川崎市は、東海地方の中心都市として発展してきた歴史があり、その地域特性や個性が顕著である。また、多岐にわたる産業やサービス業が集中しており、都市機能の高度化が進んでいる。一方で、高齢化が進み、人口減少が懸念されている。また、自然災害への脆弱性も課題の一つである。川崎市は、これらの課題を踏まえ、まちづくりの方向性を定め、計画期間に推進する主要な取組を示している。

**“それいいね”が広がるまちづくりに向けて**

「それいいね」が広がるまちづくりに向けて、市民の参加と協働の取組や、地域の課題解決に向けた取組、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組など、それぞれの区で”キラリ”と光る取組を紹介している。



V 実施計画

# 政策体系別計画

# 政策体系別計画の見方について

総論

基本構想

基本計画

10年戦略

実施計画  
【政策体系別】

実施計画  
【区】

進行管理

## ① 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために基本構想において定める5つの基本政策の内容を記載しています。

## ② 政策の体系

基本政策の下に連なる、23の政策の一覧を表示しています。

## ③ 政策の方向性

それぞれの基本政策を体系的に進めるために、基本計画において定める政策の方向性を記載しています。

## ④ 市民の実感指標

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定したものです。

## ⑤ 施策の体系

政策の下に連なる73の施策の一覧を表示しています。

## 基本政策のページ

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

**基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり**

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られる必要があります。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

**政策の体系**

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 政策1-1 災害から生命を守る
- 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる
- 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える
- 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる
- 政策1-5 確かな暮らしを支える
- 政策1-6 市民の健康を守る

## 政策のページ

政策1-1 災害から生命を守る

**政策の方向性**

- ✓ 高い確率で発生が見込まれる首都圏地下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつどこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- ✓ かけがえない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、避難物などの対策対策や治水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に駆けつけるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを進めます。

**市民の実感指標**

市民の実感指標の名称 (指標の由来)	現状	目標
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合（市民アンケート）	15.6%	25%以上

**施策の体系**

政策1-1 災害から生命を守る

- 施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震性の推進
- 施策1-1-4 消防力の総合的な強化
- 施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

⑥ 施策の概要

施策の課題や今後の取組の方向性を記載しています。

⑦ 直接目標

施策を推進することによって、市民生活をどのように向上させるのかを端的に文章で表現したものです。

⑧ 主な成果指標

施策に位置づけられた事務事業を推進することにより、直接目標等が、どの程度達成されているか、客観的に評価するための目安として設定したものです。ただし、施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や、社会経済状況などを総合的に分析することにより把握していきます。

※1「主な成果指標の見方」は、次ページを参照

⑨ 計画期間の主な取組

● 事務事業名

- ・ 事務事業名及び計画期間内の事業概要です。

● 現状

- ・ 平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけての、取組内容や事業実施量です。

● 事業内容・目標

- ・ 計画期間中の事業実施内容や目標等を示しています。
- ・ 「現状」や「事業内容・目標」欄に表記している年次「H●●」は特段の記載がない限り、「平成●●年度」を意味しています。

表紙 1-1 災害から未来へ

### 施策1 災害・危機事象に備える対策の推進

⑥ 施策の概要

- 大規模な災害が発生した際には、迅速で的確な災害対応を行う必要があるため、「地域防災計画」をはじめとした災害に関する計画等を整備し、災害時における情報連絡体制の確保に取り組みるとともに、避難自治体等との相互連携、防災訓練や備上訓練を実施するなど、さまざまな危機事象に対応できる危機管理体制の充実に取り組みます。
- 避難所における総合的な防災力の向上を図るため、津波対策など避難所の防災・備上対策に取り組みます。
- 災害発生時において、応急的な避難を行うための緊急避難場所等の確保、災害時に的確に情報伝達を行うための情報伝達システムの整備、避難所における食料・飲料水や生活必需品の計画的な備蓄、公園における防災機能の向上、被災困難者対策等を推進します。
- 東日本大震災の教訓などを踏まえ、起きてはならない悲劇の事態を想定し、大規模な自然災害が発生しても脆弱なままに陥らない、強く、しなやかな地域づくりを推進します。
- 災害への対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の活動の促進、企業や団体との防災に関する協定の締結など、災害時の協力体制を整えるとともに、資源や事業所などにおける災害への備えについて調査・啓発を行い、いざという時に地域でお互いに助け合えるしくみづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。
- 本庁舎は、地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされており、耐震補強も困難であるため、災害対策活動の中核拠点として機能する耐震性能を確保するための建設を行います。機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した庁舎の整備に取り組みます。

新たな地震防災施設における減災目標  
 ・平成 32 年度までのできるだけ早急に、川崎市全域下の地震で想定される死者数の概半減  
 ・脆弱型地震の被害による死者数ゼロ

水産会館新築  
 災害時における避難生活支援

⑦ 直接目標  
 ● 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

⑧ 主な成果指標

名称	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合（総数割合）	66.9% (平成26年度)	70.5%以上 (平成28年度)	75.2%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)
避難所を知っている人の割合（町民アンケート）	39.5% (平成27年度)	43.6%以上 (平成28年度)	51.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
管内で備蓄を行っている人の割合（町民アンケート）	56.9% (平成27年度)	57.5%以上 (平成28年度)	58.8%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

⑨ 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度以降
防災対策管理運営推進	● 避難所運営会議の開催 ● 避難所運営会議の開催 ● 避難所運営会議の開催	● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進	● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進	● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進 ● 「地域防災計画」等に基づき防災対策の推進
地域防災推進事業	● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援	● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援	● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援	● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援 ● 自主防災組織に対する支援

総論  
 基本構想  
 基本計画  
 10年戦略  
 実施計画【政策体系別】  
 実施計画【区】  
 進行管理

## ※1 「主な成果指標」の見方

主な成果指標				
名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
市内全道路延長（自動車専用道路を除く）に対する4m未満の道路の割合 (まちづくり局調べ)	20% (平成27年度) ★1	16%以上 (平成29年度)	13%以上 (平成33年度)	10%以上 (平成37年度)
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ) ★2	2.58件 (平成22～26年の平均)	2.49件以下 (平成25～29年の平均)	2.48件以下 (平成29～33年の平均)	2.46件以下 (平成33～37年の平均)
町内会・自治会加入率 (市民・こども局調べ)	63.8% (平成27年度)	64%以上 (平成29年度) ★3	64%以上 (平成33年度)	64%以上 (平成37年度)
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73% (平成25年度)	★4 ⇒	77%以上 (平成30年度)	80%以上 (平成35年度)
いじめの解消率 (教育委員会調べ) ※解消した件数/認知件数×100	60.0% (平成25年度:小学校)	80.0%以上 (平成29年度:小学校)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。 ★5	
	86.2% (平成25年度:中学校)	90.0%以上 (平成29年度:中学校)		
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,648人/月 (平成26年度)	4,865人/月以上 (平成29年度)	5,094人/月以上 (平成33年度) ★6	5,333人/月以上 (平成37年度)

第3期障害福祉計画

第4期障害福祉計画

計画の改定で変更の可能性がある

★1

「現状」では、実施計画策定時点での成果指標となる指標の直近数値を記載しています。この現状の数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、現状の値の下に、年度等を示しています。

★2

複数年の実績の平均値を現状として指標としている場合や実施計画策定時点では確定した数値がなく見込値となっている場合等、指標特有の理由があるものについても、現状の値の下にその旨を付記しています。

★3

各実施計画期間の「目標値」では、例えば、目標値が各実施計画期間で同じものを設定している場合であっても、過去の指標の状況が下降傾向にあるため、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

★4

目標達成を判断する時期は、基本的には各実施計画期間の終期（第1期→H29、第2期→H33、第3期→H37）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、各期の目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。また、調査のタイミングにより、各実施計画期間にデータが取得できない場合は、各実施計画期間の目標値を「⇒」で示しています。

★5

いじめ・不登校の解消率や、市民の人権尊重・男女平等への意識等、10年後を見据えた数値による具体的な目標設定がなじまない指標については、よりよい状況の実現（いじめや不登校を限りなく減らすなど）に向けて、第1期実施計画の取組状況を踏まえて、第2期実施計画以降の目標を設定することとしています。

★6

新たな総合計画と連携する計画（P496参照）に掲げている指標や国の上位計画の指標等を本計画の指標として活用している指標は、それらの計画の改定に応じて、指標の目標値を改定する場合があります。

## ※2 「計画期間の主な取組」の見方

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
<b>臨海部・津波防災対策事業</b> 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進</li> <li>●県石油コンビナート等防災計画の見直し</li> <li>●津波避難計画に基づく取組の推進</li> <li>●津波避難施設の拡充 (H27 施設数：全 92 か所)</li> <li>●津波避難訓練 (年 300 人程度) の実施</li> <li>●津波情報看板等の設置</li> <li>●津波ハザードマップの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨海部防災対策計画に基づく取組の推進</li> <li>●県石油コンビナート等防災計画の見直しを踏まえた臨海部防災対策計画の見直し (～H28)</li> <li>●津波避難計画に基づく取組の推進</li> <li>●津波避難施設の拡充 (施設数：全 96 か所以上)</li> <li>●津波避難訓練の実施等</li> <li>●津波避難情報等の周知啓発</li> <li>●津波ハザードマップの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波避難施設の拡充 (施設数：全 100 か所以上)</li> </ul>	事業推進 ★1 ★2 ★3
<b>本庁舎等建替事業</b> 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性を確保するため、建替への取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庁舎等建替基本計画の策定</li> <li>●環境影響評価手続の実施</li> <li>●本庁舎の解体に伴う設計の実施</li> <li>●本庁舎等からの各局事務室等の仮移転</li> <li>●第2庁舎の耐震補強工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新本庁舎基本設計</li> <li>●環境影響評価手続の実施</li> <li>●本庁舎の解体工事</li> <li>●民間ビル等への仮移転の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新本庁舎基本設計・実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新本庁舎実施設計 (H30 までの予定)</li> <li>●新本庁舎の整備・新本庁舎の完成 (最短の場合で H34)</li> <li>●環境影響評価手続の実施 (H30 までの予定)</li> <li>●民間ビル等への仮移転の継続 (新本庁舎供用開始時まで)</li> <li>●第2庁舎の解体・跡地広場の整備・跡地広場の完成 (最短の場合で H35)</li> </ul>

★1 計画期間の取組について、平成 28 年度と同様に平成 29 年度以降も取組を推進することとしているものを「→」で記載しています。

★2 計画期間の各年度の取組の事業量やめざすべき指標については、「( )」内にその項目と数量を記載しています。

★3 計画期間外の平成 30 年度以降の取組で、施設整備等の整備スケジュールや取組の目標として特に表記すべき事項については、個別にその内容を記載しています。



## コラム①

### みんなで取り組もう 私たちができること

～市民から市民へのメッセージ～（総合計画策定に向けた「市民検討会議」より）

#### ● 市民検討会議における議論 ～暮らしを支える「自助」と「共助」が重要！～

日本は、すでに人口減少社会に突入しており、私たちが暮らすこの川崎でも、今後、少子高齢化がさらに進行し、いずれは人口が減少していくことによって、地域の姿が変わり、そこに暮らす人々の生活も変化してくることが見込まれます。

こうした状況にあっても、子ども、若者、子育てをする若い世代、シニア世代など、誰もが安全・安心に暮らすためには、行政によるサービスだけでなく、個人または家庭で自ら行動することや、地域の中でお互いに支え合うことが大切になっています。

そこで、市民検討会議では、「自分・家庭でできること」（自助）、「地域でできること」（共助）、「行政が行うべきこと」（公助）という3つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討しました。その成果は、新たな総合計画にも活かされています。

#### ● 「市民から市民へのメッセージ」とは？

総合計画は、行政として実施する政策や施策を定める計画ですので、「公助」が中心になり、「自助」や「共助」の内容を十分に反映することは困難です。そこで、市民が自ら取り組むべきこととして、市民検討会議から直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えたものを、メッセージとしてまとめることになりました。

このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

メッセージは分野別にまとめてあることから、関連の深い取組の後で紹介しています。また、以下には、多くの分野に共通するメッセージについて掲載しています。



#### 【共通メッセージ】

##### ■多世代が参加する地域コミュニティをつくろう！

分野別の提案・呼びかけに入る前に、多くの分野に共通するメッセージがあります。それは、多世代の市民が参加し、互いに支え合う地域コミュニティをつくる、ということです。

超高齢社会を生き生きと暮らすためにも、次代を担う子どもを安心して育てるためにも、地域における支え合いや交流が欠かせません。災害から市民の生命や暮らしを守り、そして安全で快適なまちや交通環境をつくるためにも、地域コミュニティが重要です。

この地域コミュニティをよりよいものとするためには、子ども、若者、子育てをする世代、シニア世代などの多世代が参加し、交流し支え合うことが重要です。

町内会・自治会、小・中学校の校区などさまざまな単位で、こうした地域コミュニティをつくっていきけるよう、市民一人ひとりができることから始めましょう。

# 政策体系別計画 目次

基本政策	政策	施策	掲載ページ	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策 1-1 災害から生命を守る	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	P92	
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	P96	
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	P99	
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	P102	
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	P105	
		政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	P109	
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる	施策 1-2-1 防犯対策の推進	P110	
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	P113	
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	P116	
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	P119	
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	P124	
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	P127	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	P132	
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	P138	
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	P142	
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	P145	
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	P148	
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	P151	
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	P154	
		政策 1-5 確かな暮らしを支える	P161	
	政策 1-5 確かな暮らしを支える	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	P162	
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	P165	
	政策 1-6 市民の健康を守る	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	P168	
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	P172	
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	P175	
	基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	P182
			施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	P184
			施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	P188
			施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	P192
		政策 2-2 未来を担う人材を育成する	施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	P198
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応			P204	
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備			P208	
施策 2-2-4 学校の教育力の向上			P211	
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する		施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	P216	
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	P219	
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり		政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	P226
				P224
				P225

基本政策	政策	施策	掲載ページ
	政策 3-2 地域環境を守る		P229
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	P230
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	P233
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		P237
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	P238
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	P241
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	P244
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	P246
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	P249
	基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり		P252
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		P254
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	P255
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	P258
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	P261
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	P265
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		P269
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	P270
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	P272
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	P275
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	P277
		施策 4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上	P279
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		P283
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	P284
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	P287
	政策 4-4 臨海部を活性化する		P289
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	P290
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	P293
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	P296
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		P299
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	P300
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	P303
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		P307
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	P308
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	P311
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		P315
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	P316
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	P319
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	P322
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	P325
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		P329
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	P330
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	P334
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	P339
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		P343
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	P344
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	P347
	基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		P352
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		P353
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	P354

基本政策	政策	施策	掲載ページ
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	P357
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	P360
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		P363
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	P364
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	P368